

〔チーム研究1〕子ども虐待に関する研究(6) (主任研究者 高橋重宏)

児童相談所一時保護所の現状と課題に関する研究

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏
	澁谷昌史・才村 純・庄司順一
嘱託研究員	中谷茂一 (聖学院大学)
	栗原直樹 (埼玉県健康福祉部子ども家庭課)
	加藤芳明 (神奈川県中央児童相談所)
嘱託研究員	村田一昭 (川崎市中央児童相談所)
	前橋信和 (大阪府中央子ども家庭センター)
嘱託研究員	伊藤嘉余子 (日本社会事業大学大学院)
	坂本正子 (厚生労働省児童福祉専門官)

要 約

本研究は、全国108カ所の児童相談所一時保護所の実態調査と一時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する調査をまとめたものである。一時保護所に関する調査は皆無であり、本研究で、様々な課題が明らかになった。

被虐待児等を公が親権者から保護する最初の場である一時保護所における子どもの権利擁護サービスはきわめて遅れており早急な改善が必要であることが明らかになった。

見出し語：一時保護所、子どもの権利擁護

A Study of Current Issues and Situation of Temporary Shelters of Child Guidance Centers

Shigehiro Takahashi, Masashi Shibuya, Jun Saimura, Junichi Shoji, Shigekazu Nakatani, Naoki Kurihara, Yoshiaki Kato, Kazuaki Murata, Nobukazu Maehashi, Kayoko Ito, Masako Sakamoto

Abstract:

This study is based on the survey of the experiences of 108 Temporary Shelters of National Child Guidance Centers and the attitudes and awareness of residential social worker and care workers who are providing services to the children in these shelters. To date, no survey has been conducted concerning Temporary Shelters of Child Guidance Centers, and many issues have been identified by this study.

Temporary Shelter of Child Guidance Center is the place where abused children first come to stay when they leave the abusers. This survey reveals that child protection services provided in this kind of shelters in Japan are still comparatively underdeveloped and are in urgent need of improvement.

Key Words:

Temporary shelter, protection of children rights

I 研究目的と方法

1. 目的

児童相談所の相談件数が増加しているなかで、一時保護される子どもの実数およびその状況にも今日的な変化が生じていると予測される。一時保護所を対象にした包括的で大量調査を実施することで、これまで十分に把握されていなかった一時保護所の現状と課題点を明らかにし、国と各自治体における検討の基礎的データとすることを目的とする。

2. 対象と方法

本調査は、全国108カ所の児童相談所一時保護所を対象に、①「一時保護所の実態に関する調査」（一時保護所の責任者が回答対象）②「一時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する実態調査」（一時保護所の児童指導員・保育士の直接処遇職員）の2種類の調査票を用いて郵送法による自計式調査を行った。

調査時期は、平成14年10月～11月である。

II 調査結果

1. 「一時保護所の実態に関する調査」

1-1. 回収状況

調査票配布数は、108票、回収数が93票（すべて有効票）、回収率は86.1%であった。

1-2. 勤務態勢

1-2-1. 雇用人数（表1-1～1-3）

保護所に勤務している職種別の職員数については保護所によってばらつきがあるが、全体的な傾向は下記の通りである。実数はすべて該当する保護所の箇所数である。

児童指導員については、常勤1～4人体制が回答の約8割を占めており、非常勤を配置しているのは、31(33.3%)であった。児童指導員のうち、学生アルバイトを雇用しているのは14(15.1%)で多いところは10人が1カ所、20人が1カ所あった。

保育士については、常勤1～5人体制が回答の約8割を占めており、非常勤を配置しているのは、25(26.9%)であった。保育士のうち、学生アルバイトを雇用しているのは3(3.2%)と少ないが、多いところは12人雇用が1カ所あった。

看護師については、雇用している保護所は少なく、常勤1人体制が14(15.1%)である。非常勤を配置しているところはなかった。多いところは、2人と3人が各1カ所あった。

保健師についても少なく、常勤1人体制が5(5.4%)である。非常勤を配置しているところはなかった。多いところは、2人と3人が各1カ所あった。

調理員については、常勤1人体制が29(31.2%)と回答の中では一番多く、非常勤を1～3人配置しているところが多い。

教員については、雇用している保護所は常勤5(5.4%)、非常勤1(1.1%)で少ない。人数も1人がほとんどである。

心理職については、雇用している保護所は常勤5(5.4%)、非常勤38(40.9%)で非常勤採用がほとんどである。人数も1人がほとんどで、非常勤では3人のところが1カ所ある。また、心理職のうち学生アルバイトは1カ所あった。

1-2-2. 配置人数（表1-4～4）

直接処遇職員は、平日5人までが約8割、土日祝日は0人が19(20.4%)で配置しているところは1～3人が多い。

夜間態勢は、1人が19(20.4%)、2人が44(47.3%)と1人か2人がほとんどである。そのうち常勤は1人が47(50.5%)、2人が11(11.8%)である。なお、夜間配置職員の性別の考慮については、「男女各1名以上配置」が26(28.0%)、「必ず男性」22(23.7%)、「必ず女性」4(4.3%)、「できるだけ男性だが、実際は女性だけで勤務」4(4.3%)、「できるだけ女性だが、実際は男性だけで勤務」5(5.4%)、「とくに性別を配慮しない」24(25.8%)であった。夜間シフトを組む際に、一時保護所以外の相談所職員の応援状況については、「児童福祉司の応援を得るときがある」7(7.5%)、「児童福祉司以外の応援」3(3.2%)、「児童福祉司とそれ以外の職種の双方の応援」38(40.9%)、「応援は得ない」41(44.1%)で、応援を得ているところと得ていないところがそれぞれ約4割ずつである。

また、夜間・休日の緊急連絡を一時保護所内で受け付けているところは、82(88.2%)である。

1-3. 子どもの状況（表5～19、表119）

定員数は、4～60人まで幅広いが、15人定員が13(14%)、20人定員が19(20.4%)と15及び20人定員規模の保護所が相対的に多い傾向にある。

実員数は、0～73人と定員数を超えた保護の状況があらわれている。

平成13年度の年間延べ保護日数は、15～15,912日と保護所の定員数の違いもあり、かなりのばらつきがみら

れる。同年度の年間保護人数は、0～909人。職権を用いて保護した人数は、0が31（33.3%）、あとは1～162人の幅がある。28条申立人数は、0人が50（53.8%）、1人13（14.0%）、2人13（14.0%）で多いところでは10人が1カ所あった。28条申立かつ面会の制限をした人数は、0人56（60.2%）、1人14（15.1%）で、多いところでは、7人が2カ所あった。28条申立かつ通信の制限をした人数は、0人59（63.4%）、1人13（14.0%）で多いところでは、7人が1カ所あった。

平成13年度に退所した人数は、1～591人。退所先別の人数では、「施設」が1～212人、「里親」が0人24（25.8%）、多いところで58人が1カ所。「自宅」が4～378人、「親戚」が0人28（30.1%）、多いところで5人が3カ所であった。

2か月を超えての保護人数のうち、その理由が「28条申立中」が1～10人で22、「処遇方針が決まらなかった」1～34人で37、「定員超過以外の理由で施設側拒否」が1～13人で7、「入所待機」1～52人で21、「保護者不同意」1～18人で31、「子ども不同意」1～3人で9、「その他」1～16人で23であった。

とくに長かったケースとしては、2ヵ月11（18.6%）、3ヵ月21（35.6%）、4ヵ月10（16.9%）などで、最長14ヵ月のケースが1件あった。

1-4. 具体的な対応状況

1-4-1. 居室数及びその面積（表21～24）

子ども一人あたりの居室面積は1.26～36.00までで、3.30が16（17.2%）と多かった。

居室数は男子女子ともに1～3室が約8割、一室定員は男子2～19人で3～5人定員が多い。女子は2～13人で3～5人定員が多い。個室がある保護所は、男子女子ともに各1～3部屋で13（13.9%）。男女問わず利用できる個室がある保護所は、1～4部屋で26（27.9%）。

1-4-2. 食事時間（表25）

朝食の開始時間は6時台1（1.1%）、7時台50（53.8%）、8時台40（43.0%）、昼食は11時台13（14.0%）、12時台79（84.9%）。夕食は4時台1（1.1%）、5時台48（51.7%）、6時台42（45.2%）。

1-4-3. 入浴時間（表26～27）

入浴は週に3日が24（25.8%）、4日が9（9.7%）、5日が4（4.3%）、7日が51（54.8%）で、入浴時間制限ありは、55（59.1%）であった。

1-4-4. 食事の配慮（表28～29）

「食事メニュー作成に際して子どもたちの希望を取り入れているか」という質問に対して、「取り入れている」が53（57%）、「取り入れている」が40（43%）であった。またアレルギー除去食の実施状況では、「実施している」が50（53.8%）、「実施していない」が38（40.9%）、無回答5（5.4%）であった。

1-4-5. 一時保護所からの通学の有無と学習指導方法（表30～32）

一時保護中の通学の有無については、在籍校への通学を「認めたことがある」が57（61.3%）、「認めたことがない」が36（38.7%）であった。また一時保護所がある校区への通学を「認めたことがある」は17（18.3%）であり、「認めたことがない」は75（80.6%）であった。

一時保護所での学習指導方法では、「一時保護所で提供するプリント・問題集を利用している」が78（83.9%）で最も多く、次いで「特に一貫した方法は採用していない」11（11.8%）で、「学校から配布されるプリント・問題集を利用している」と回答した保護所は1（1.1%）しかなかった。無回答は3（3.2%）。

1-4-6. アルバイトの実施（表33）

一時保護中の子どものアルバイトの実施については、「認めたことがある」は6（6.5%）に過ぎず、86（92.5%）の保護所が「認めていない」と回答している。無回答は、1（1.1%）。

1-4-7. 入所時の健康診断の実施と通院付き添い（表34～36）

一時保護所への入所に際しての健康診断の実施状況では、「入所後に実施している」が最も多く43（46.2%）、「できるだけ入所前に実施している」が31（33.3%）、「入所前に必ず実施している」1（1.1%）と、入所前後に健康診断を実施している保護所が約8割である。また「必ずしも実施していない」14（15.1%）、「実施していない」3（3.2%）、無回答が1（1.1%）となっている。

一時保護中の子どもの通院への付き添いについては、89（95.7%）の保護所で実施しているが、実施していない保護所が3（3.2%）あった。通院への付き添いを実施している保護所での平成13年度延べ人数は、1～449人で幅広い分布となっており、医療・健康面での対応を要する子どもの入所が多いことをうかがわせる結果となっている。

1-4-8. 心理治療サービスの実施状況と実施体制（表 37～39）

一時保護中の心理治療サービスの実施状況では、「実施している」78(83.9%)、「実施していない」14(15.1%)、無回答1(1.1%)であった。また心理治療の実施体制は、「実施している」と回答した78の保護所のなかで、「一時保護所専属の心理担当職員の配置」により実施している保護所が31(39.7%)、「心理判定員との協力関係」において実施している保護所が58(74.4%)、「心理的ケアを含む独自プログラムの策定」している保護所が3(3.8%)、「外部機関との連携」によるものが6(7.7%)、「その他」6(7.7%)であった。「その他」では、「常勤の精神科医」や「児童相談所の兼務医師」、「必要性に応じた専門医の受診」など医療機関や医師の積極的活用によるものや、「非常勤心理職員」によるものが挙げられている。

1-4-9. 一時保護所内でのルール（表 40～41）

一時保護所内のルールとして、髪型・服装の規制が「ある」とする一時保護所が58(62.4%)、「ない」34(36.6%)、無回答1(1.1%)であった。また男女間の交流禁止については、「ある」53(57.0%)、「ない」39(41.9%)、無回答1(1.1%)であった。

1-5. 実習生の受け入れ状況（表 42～44）

平成13年度に実習生を受け入れた一時保護所は79(89.8%)であり、ほとんどの保護所が実習生を受け入れていたが、受け入れのなかった保護所も9(10.2%)あった。

平成13年度に受け入れた実習生の延べ人数は、1～419人と幅広い分布となった。最も多いのは6人が8(9.1%)で、次いで5人が7(8.0%)、10人が6(6.8%)となっており、年間で概ね10人前後の実習生を受け入れている。また100人以上の実習生を受け入れている保護所が7(7.7%)あり、なかでも年間419人の実習生を受け入れた保護所もあった。

平成13年度に実習生の受け入れがなかった9カ所の一時保護所の理由としては、「実習希望者がいなかった」とする一時保護所が4カ所、「その他」を理由とする一時保護所が5カ所であった。「その他」には、「一時保護所独自の実習生の受け入れを行っていない」や「実習プログラムに一時保護所実習が組み込まれていない」などの実習生の受け入れシステムやプログラムの関係が理由として挙げられている。また「常時保護している子どもがいない」「事務室が狭い」など、一時保護所の地域性や物理的

条件を理由とするものもあった。

1-6. 保護所の運営について（表 45～47）

保護所の運営について、明確な規定をもち、風通しのよい運営がなされているかの回答を求めたものである。

直接処遇にあたる保護所職員（非常勤を含む）を対象とした「職員倫理規程」が整備されているところは、93カ所中8カ所に過ぎない。

また、国の「児童相談所運営指針」で示されていること以外に独自の一時保護所の運営に関する規程を整備しているところは、93カ所中44カ所(47.3%)であった。この中で、規程類の送付のあったところは30カ所であったが、このうち「身体的苦痛や人格を辱める等の行為の禁止」または「体罰の禁止」が明示されているのは6カ所に過ぎない。

さらに、運営に関するモニターとしての機能を期待できるボランティアの受け入れについては、回答のあった83カ所中、受け入れをしていないところが61カ所(73.5%)と多く、平均しても月1回以上受け入れていると見られるところは15カ所、週1回以上のところは7カ所に過ぎない。

1-7. 権利擁護の仕組み（表 48～52）

保護所における保護児童に関する権利擁護のしくみの整備状況について回答を求めたものである。

施設入所児童向けとしては、各県において整備が進んでいる「子どもの権利ノート」の保護所版については、93カ所中「ある」と回答したところは9カ所(9.7%)であり、保護所版として添付されたものを見る限り、施設向けとは別な独自の「保護所版」は1カ所のみであった。

また、子どもからの苦情解決のための第三者機関を設置しているところはわずか3カ所に留まっている。その内訳として、記載のあった2カ所は「人権オンブズパーソン」と「社会福祉協議会」となっており、既成の第三者機関の活用を図ったものと想定される。

さらに、保護所内に子どもからの苦情を解決するための窓口の設置状況を聞いている。設置しているのは93カ所中27カ所で、その内容については、「意見箱を設置している」が1カ所、「担当の児童福祉司が窓口になるということ子どもに伝えている」が21カ所、「一時保護所の職員の中から窓口となる者を決めている」が10カ所となっており、保護所以外でケース担当以外の職員を苦情相談窓口と決めているところはなかった。また、その他の苦情相談解決窓口の例として「いつでも子どもの気

持ちを聞ける体制をとっている」としたところが1ヵ所あった。

1-8. 子どもたちからの不満（表 53～54）

子どもたちからの不満について、主たるもの3つまでを記入してもらったところ、73ヵ所の保護所から回答が得られた。回答総数は186件であった。

もっとも多い回答は、「自由がない」というカテゴリーに括れるものであり、うち「外出制限」「外部との連絡制限」「日課への不満」が主たるものであった。次に、プライバシーのない空間や物品の不足への不満が多く、これらのことから、保護所での決められた時間と空間が、子どもたちの生活に大きな変化を強いるものであることがうかがえる。

1-9. 運営の現状（自由回答）（表 55～56）

各一時保護所から、保護所の現状に関する自由回答を求めたところ、44ヵ所から回答が得られた。KJ法により回答結果を整理したところ、124件の記述が得られた。

この自由回答記述によれば、保護者への対応、被虐待経験のある子どもの反応、高齢児処遇の難しさなどを抱えており、加えて保護の長期化が大きな課題として認識されていることがわかる。また、虐待ケースの増大や、緊急対応の増大・負担が大きなものとなっていることも、この処遇の困難さを複雑なものとしている。

小カテゴリーで最も多かったものは、人不足であり、20件の回答が得られており、とくに休日・夜間の勤務体制で苦慮をしている様子がうかがえる。また、設備についても不十分であると捉える傾向があり、保護人員の増大もあって、狭いことが問題視されている。

2. 「一時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する実態調査」

2-1. 回収状況

各保護所の職員数について事前に把握できなかったため、5通の調査票を配布し、不足分については、追送ないし各所でコピーしてもらい、回収した。回収数は465票で、すべて有効票であった。

2-2. 基本属性

2-2-1. 職種（表 57）

「保育士」が216(46.5%)、「児童指導員」が224(48.2%)、無回答が5(5.4%)であった。

2-2-2. 性別（表 58）

「女性」が287(61.7%)、「男性」が(37.2%)、無回答が5(1.1%)であり、女性が多数を占めている。

2-2-3. 年齢（表 59）

20歳代が78(16.8%)、30歳代89(19.1%)、40歳代が129(27.7%)、50歳代が142(30.5%)、60歳代が22(4.7%)、無回答が5(1.1%)である。

2-2-4. 勤務状態（表 60～61）

「常勤」が379(81.5%)、「非常勤」が55(11.8%)、「非常勤」のうち、「非常勤（シフトは常勤と同じ）」が18(3.9%)、「日勤のみ」が22(4.7%)、「夜勤のみ」が15(3.2%)、「その他」が27(5.8%)、無回答が4(0.9%)であった。

2-2-5. 勤務年数（現在の一時保護所）（表 62）

10年未満を1年ずつ、10年以上をひとくくりで示すと、1年未満が133(28.6%)、1年以上2年未満111(23.9%)、2年以上3年未満57(12.3%)、3年以上4年未満30(6.5%)、4年以上5年未満31(6.7%)、5年以上6年未満19(4.1%)、6年以上7年未満11(2.4%)、7年以上8年未満10(2.2%)、8年以上9年未満5(1.1%)、9年以上10年未満3(0.6%)、10年以上40(8.6%)、無回答15(3.2%)である。

2-2-6. 勤務年数（福祉領域）（表 63）

5年未満を1年ずつ、5年以上は5年単位として勤務年数を見ると、1年未満38(8.2%)、1年以上2年未満35(7.5%)、2年以上3年未満16(3.4%)、3年以上4年未満15(3.2%)、4年以上5年未満11(2.4%)であり、5年未満合計が115(24.7%)である。

5年以上10年未満が37(8.0%)、10年以上15年未満39(8.4%)、15年以上20年未満36(7.7%)、20年以上25年未満56(12.0%)、25年以上30年未満75(16.1%)、30年以上35年未満56(12.0%)、35年以上40年未満20(4.3%)、40年以上2(0.4%)、無回答が29(6.2%)である。

2-2-7. 採用形態（表 64～65）

「専門職（福祉職）」が105(22.6%)、「専門職（保育職）」が199(42.8%)、「専門職（心理職）」が6(1.3%)、「専門職（児童自立支援員）」が9(1.9%)、「行政職」が66(14.2%)、「教職」が9(1.9%)、「その他」が49(10.5%)、無回答が23(4.9%)である。

2-2-8. 最終学歴 (表 66~68)

最終学歴では、「四年制大学卒」が最も多く 178 (38.3%)、次いで「短大卒」114 (24.5%)、「専門学校卒」93 (20.0%)、「高卒」46 (9.9%)、「大学院卒」12 (2.6%)、「養成施設卒」10 (2.2%)、「その他」6 (1.3%) の順となっており、多様である。「短大卒」と「専門学校卒」とで約 45%になるが、これは回答者のうち、保育士資格の所有者が多かったことによるものと推測される。

問 19 で「四年制大学卒」ないし「大学院卒」と答えた者に対し、大学・大学院での専攻を聞いたところ、最も多かったのが「福祉系」で 66 (34.6%)、次いで「教育系」37 (19.4%)、「その他」33 (17.4%)、「社会系」26 (13.6%)、「心理系」24 (12.6%) の順となっており、80.2%が福祉系、教育系、社会系、心理系で占められている。

2-2-9. 所有資格 (表 69)

所有資格を複数回答で聞いたところ、「保育士」が最も多く 240 (51.6%)、次いで「社会福祉主事」156 (33.5%)、「教員免許」33 (7.1%) の順となっている。

2-2-10. 一時保護所に勤務する直前の職場 (表 70~72)

一時保護所に勤務する直前の部署では、「児童福祉施設」が最も多く 166 (35.7%)、次いで「福祉以外の職場」72 (15.5%)、「知的障害者施設」52 (11.2%)、「学生 (新卒)」43 (9.2%)、「その他の福祉職場」27 (5.8%)、「福祉事務所」24 (5.2%)、「児童相談所」23 (4.9%)、「身体障害者福祉施設」23 (4.9%)、「高齢者福祉施設」8 (1.7%) の順となっており、大半が福祉関係の部署であった。

問 21 で「児童福祉施設」と答えた者に対し、施設種別を聞いたところ、「その他」が最も多く 82 (17.6%)、次いで「乳児院・児童養護施設」41 (8.8%)、「保育所」40 (8.6%) の順となっている。「その他」の児童福祉施設が多かったのは、都道府県の場合、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設からの異動者が多いからではないかと考えられる。

2-2-11. 回答者の勤務する一時保護所の所在地 (表 73)

回答者の勤務する一時保護所の所在地については、表 73 の通りであった。

2-3. 時間外勤務の状況 (表 74)

95.2%が 10 時間以内となっている。40 時間以上のものは、40 時間が 8、42 時間と 48 時間がそれぞれ 1 であ

る。

2-4. 研修

2-4-1. 所内研修 (表 75~77)

所内研修参加回数は、0 回が 171 (44.4%)、1 回が 56 (22.9%)、2 回が 32 (8.3%) となっており、前年度に保護所以外で勤務していたという回答は 80 (20.5%) となっている。

研修テーマについては、465 件の回答のうち、記入なしが 22 (4.7%)、記入ありが 117 (25.2%)、非該当が 326 (70.1%) となっている。

記述された内容の概要は虐待や ADHD など子どもに関するもの、面接や連携など直接処遇に関するもの、新任職員研修など明確なものもあったが、業務全般に関するものが多かった。

2-4-2. 所外研修 (表 78~80)

所外研修回数は、0 回が 123 (29.9%)、1 回が 109 (26.5%)、2 回から 4 回が 62 (15.1%) であり、保護所以外での勤務は 54 (13.1%) となっている。

研修テーマについては、465 件の回答のうち、記入なしが 20 (11.0%)、記入ありが 161 件 (89.0%)、非該当が 284 (61.1%) となっている。

研修テーマについては、記述された内容の概要は虐待や ADHD など子どもに関するもの、事例研究や面接、連携など直接処遇に関するもの、ブロック研修や全国児童相談所研修など定例的なものなどである。

2-4-3. 研修参加費用の扱い (表 81)

「公費による参加」は、参加ありが 187 (40.2%) となっている。その参加回数は、回数が回答されている 175 件を母数として、1 回が 102 (58.3%)、2 回が 39 (22.3%)、3 回が 11 (6.3%) となっている。

「私費で勤務日以外に参加」は、参加なしが 422 (90.8%)、参加ありが 43 (9.2%) となっている。その参加回数は、回数が回答されている 42 件のうち、1 回が 20 件 (47.6%)、2 回が 5 件 (11.9%) となっている。

「私費で職務専念義務免除による参加」は、参加なしが 460 (98.9%)、参加しているものが 5 (1.1%) と、該当するものはほとんどなかった。

また、「参加していない/一時保護所には勤務していなかった」が 130 (28.0%) となっている。

2-4-4. 研修の満足度 (表 82)

時間・内容に満足しているものは 63 (29.6%)、内容に満足しているが時間に不満が 50 (23.5%)、時間に満足だが内容に不満が 28 (13.1%)、時間、内容ともに不満が 53 (24.9%) となっている。

2-5. 担当制の導入状況

2-5-1. 担当制をとっているか (表 85)

全 465 件のうち、「全児童について担当職員を決めている」が 327 (70.3%)、「必要な児童について担当職員を決めている」が、19 (4.1%)、「特に決めていない」が 89 (19.1%) となっている。

2-5-2. 担当制の形態 (表 84、表 86～87)

338 件の回答のうち「個人で担当」が 263 (76.0%)、「複数職員で担当」が 10 (2.9%)、「自分は担当児童がない」65 (18.8%) となっている。

2-5-3. 担当人数 (表 85～87)

回答日現在の一時保護児童数については、10 名未満が 125 (26.8%)、10 名以上 20 名未満が 99 件 (21.3%)、20 名以上 30 名未満が 32 (6.9%)、ほか 38 名が 3、39 名が 1、40 名及び 89 名が各 2 となっている。
個人で担当している子どもの人数は、1 名が 130 (49.2%)、2 名が 73 (27.7%)、3 名が 37 (14.0%) 4 名が 8 (3.0%)、5 名が 5 (1.9%)、6 名及び 10 名が各 1 (0.4%)、24 名が 2 件 (0.8%) となっている。
複数で担当している子どもの人数は、1 名が 6 (46.2%)、2 名が 2 (15.4%)、4 名が 2 (15.4%) 6 名及び 12 名が各 1 (7.7%) となっている。

2-6. 一時保護所の子どもに関わる困難感 (表 88～90)

一時保護所の子どもに関わる中で、困難を感じる必要があるかについて尋ねたところ、「いつもある」146 (31.4%)、「時々ある」269 (57.8%) で、困難を感じるものが 9 割近くを占めた。以下、「あまりない」36 (7.7%)、「まったくない」2 (0.4%) であった。

問 5 で「いつもある」「時々ある」と回答した者に対して、どのような子どもと関わるときに困難を感じるのかが多いのか、主たるもの 2 つの回答を求めた。その結果、「暴力や脅し、威圧的態度が顕著な子ども」が最も多く、224 (53.7%)、次いで「多動傾向が強い子ども」147 (35.2%) であった。以下、「自傷傾向が強かったり、希死念慮が強かったりする子ども」77 (18.5%)、「無断外出が頻繁な子ども」75 (18.0%)、「虚言や作話が頻繁な子ども」60 (14.4%)、「パニックや夜驚がある子ども」51 (12.3%)、「誰とも話

そうとしない子ども」50 (12.0%)、「性的に不適切な言動が顕著な子ども」40 (9.6%)、「いじめられやすい子ども」26 (6.3%)、「学力が著しく低い子ども」19 (4.5%)、「その他」38 (9.1%) であった。

「その他」の内訳としては、「情緒が著しく不安定な子ども (感情表出の歪曲、感情を逆撫でするような表現しかできない等)」8、「指示や指導がきけない子ども」6、「被虐待児」3、「年齢や種別が異なる子ども集団と関わる負担」3、「思春期の子ども」2、「子どもとゆっくり関わる時間がないことへの負担」2、のほか、「乳児」「一時保護所入所に納得していない子ども」「能力的に境界域の子ども」等の記述があった。

2-7. 子ども同士の人間関係における、子どもの権利が損なわれるような事態の発生 (表 91～93)

子ども同士の人間関係の中で、子どもの権利が損なわれるような事態が発生することがあるかについて尋ねたところ、「いつもある」27 (5.8%)、「時々ある」180 (38.7%)、「あまりない」202 (43.4%)、「まったくない」12 (2.6%) で、「ある」と「ない」がほぼ同数という結果になった。問 6 において「いつもある」「時々ある」と回答した者に、具体的な内容の記述を求めたところ、195 (94.2%) の回答があった。記述内容の内訳は、「子ども同士のいじめ、暴力等」が最も多く 159 件あった。「子ども同士のいじめ」の内容については、「虐待・触法児から養護児や不登校児」、「年長児から年少児へのいじめ」「障害児へのいじめ」等多様であったが、最も多かったのは「虐待・触法児から他児への威圧・暴力」であった。以下、「集団生活による子どものプライバシー権の侵害」8、「集団生活による保護の限界」5、「子どもの学習権」6、「性的逸脱行動の問題」6、「子ども同士でのプライバシー侵害 (保護理由、自宅住所や電話番号等を教えあう等)」2、のほかに、「職員から子どもへの暴力等」「無断外出する子どもへの対応のため、他児の自由をも奪う」等があった。

2-8. 子どもの保護者に対応する中での困難 (表 94～96)

一時保護所で、子どもの保護者に対応する中で困難を感じる必要があるかについて尋ねたところ、「いつもある」31 (6.7%)、「時々ある」201 (43.2%) と、半数近い人が、何らかの困難を感じていることが明らかとなった。一方、「あまりない」187 (40.2%)、「まったくない」24 (5.2%) であった。

問 7 で「いつもある」「時々ある」と回答した者に、どのようなことで困難を感じるのか、優先順位をつけ第 3 位まで回答を求めたところ、第 1 位として最も多かった

のは「強引な引き取り要求」34 (27.6%) であった。次いで「拒否的な態度」40 (17.2%)、「夜間の来所・電話」39 (16.8%) と続いた。

第2位では、「強引な面会・通信要求」が52 (22.4%) と最も多く、次いで「夜間の来所・電話」44 (19.0%)、「拒否的な態度」31 (13.4%) であった。

第3位では、「夜間の来所・電話」が36 (15.5%) と最も多く、次いで「頻繁な来所・電話」32 (13.8%)、「拒否的な態度」29 (12.5%) であった。

第1位から第3位までを通じて、多くを占めたのは、「夜間の来所・電話」119 (51.2%)、「強引な引き取り要求」112 (48.3%)、「強引な面会・通信要求」104 (44.6%)、「拒否的な態度」101 (42.9%) であった。

「その他」と回答した者が28 (12.0%) であり、その内訳としては、「精神的に不安定な保護者への対応」5、「威圧、強迫、強引な電話への対応」5、「虐待の自覚がない、子どもへの認識においてズレのある保護者への対応」3、「理不尽な批判、不満を訴える保護者への対応」3、「子どもと関係の悪い保護者への対応」3、のほかに、「外国人で言葉が通じない保護者」「土日の電話対応」等があった。

2-9. 児童福祉法第28条申立ケースへの対応で感じる困難 (表 97～99)

児童福祉法第28条申立ケースへの対応の中で、28条以外のケースと比して特に困難を感じることがあるかについて尋ねたところ、「ある」と回答した者が100 (21.5%)、「ない」261 (56.1%) であった。

「ある」と回答した者に、感じる困難の具体的内容の記述を求めたところ、96件の回答を得た。内容の内訳としては、「保護者への対応」50、「保護期間の長期化」36と、この2点に集中した。それ以外としては、「子どもの外出を制限するので、子どものストレスがたまり、問題を起こす」6、「申立に必要な記録が多く、負担」3、等の記述があった。

最も多かった「保護者への対応」の詳細としては、「強引な引き取りへの対応」「電話・来所による脅迫、嫌がらせ」「土日や夜間の対応」に関する記述が多数を占めた。

「保護期間の長期化」の詳細は、「保護期間が長期化し、問題が深刻化する」「保護の長期化は、保護者からの脅迫に耐え続けなければいけないことを意味する」等の記述が多くみられた。

2-10. 職務上の悩み等に対する専門的助言 (表 100～102)

一時保護所で職務上悩んだり困ったりした時に、専門

的助言を受けることができるか尋ねたところ、「はい(できる)」344 (74.0%)、「いいえ(できない)」96 (20.6%) と、多くの職員は専門的助言を受けることができることがわかった。

問9で「はい(できる)」と回答した者に、誰から専門的助言を受けるかについて尋ねたところ、最も多かったのは「一時保護所(課)長」207 (60.2%) であった。次いで「同僚の保育士」153 (44.5%)、「同僚の児童指導員」145 (42.2%)、「心理判定員」123 (35.8%) であった。

「その他」と回答した者は26 (7.6%) であり、その内訳は、「心理療法師」3件、「調理職員」3件、「生徒指導の学校教員」2件、「看護師」2件、等であった。

2-11. 一時保護所の労働条件に関する不満 (表 103～105)

一時保護所の労働条件について、強く不満を感じることがあるかについて尋ねたところ、「いつもある」93 (20.0%)、「時々ある」233 (50.1%) と、およそ7割の人が、労働条件に不満を感じていることが明らかになった。「あまりない」105 (22.6%)、「ない」21 (4.5%) であった。

問10で「いつもある」「時々ある」と回答した者に、不満を感じる内容について、優先順位を決め、第3位まで回答を求めた。第1位で最も多かったのは、「職員が足りない」で95 (29.1%) であった。以下、「労働時間(残業含む)が長い」60 (18.4%)、「長期休暇がとれない」36 (11.0%)、「業務の困難度の割に手当が少ない」34 (10.4%) であった。

第2位で最も多かったのは、第1位と同様「職員が足りない」59 (18.1%) であった。次いで「長期休暇がとれない」55 (16.9%)、「業務の困難度の割に手当が少ない」41 (12.6%) であった。

第3位では、「長期休暇がとれない」が最も多く、45 (13.8%) であった。次いで、「業務の困難度の割に手当が少ない」38 (11.7%)、「建物設備が不衛生」36 (11.0%) という結果になった。

第1位から第3位までを通して、多かったものは、「職員が足りない」184 (56.4%)、「長期休暇がとれない」136 (41.7%)、「労働時間(残業含む)が長い」122 (37.4%)、「業務の困難度の割に手当が少ない」113 (34.7%) であった。

「その他」と回答した者が65 (19.9%) であった。その内訳として、「建物構造や設備への不満(狭い、モノがない等)」13、「休憩がとれない」7、「宿直・夜勤体制の不備(警備員がいない、1人勤務等)」7、「一時保護業務と他業務との兼務が負担」4、「土日の休みがとれない」3、

等があった。

2-12. 一時保護所の業務を進める中での不満（表 106～108）

一時保護所の業務を進める中で、強い不満を感じることがあるかについて尋ねたところ、「いつもある」74（15.9%）、「時々ある」230（49.5%）と6割以上の人が出不満を感じていることが明らかになった。「あまりない」128（27.5%）、「ない」15（3.2%）であった。

問11で「いつもある」「時々ある」と回答した者に、不満を感じる内容について、優先順位をつけ、第3位まで回答を求めた。第1位では、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員（上司を含む）との間で業務連絡がうまくいっていない」が最も多く、104（34.2%）であった。次いで「一時保護所職員間（上司を含む）での業務連絡がうまくいっていない」40（13.2%）、「処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない」25（8.2%）であった。

第2位では、第1位と同様、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員（上司を含む）との間で業務連絡がうまくいっていない」が最も多く、55（18.1%）、次いで「処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない」44（14.5%）、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員とで処遇方針が頻繁に食い違う」37（12.2%）であった。

第3位では、「処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない」が最も多く、26（8.6%）であった。次いで、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員（上司を含む）との間で業務連絡がうまくいっていない」22（7.2%）、「手書きのため記録が大変」22（7.2%）であった。

第1位から第3位まで通して、多数を占めたものは、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員（上司を含む）との間で業務連絡がうまくいっていない」181（59.5%）、「処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない」95（31.3%）、「一時保護所職員間（上司を含む）での業務連絡がうまくいっていない」77（25.3%）、「児童福祉司や心理判定員と、一時保護所職員とで処遇方針が頻繁に食い違う」70（23.0%）であった。

「その他」と回答した者は、94（30.9%）であった。その内訳は、「子どもの保護期間が長いことで生じる弊害」が38と最も多く、以下、「保護所内職員の質的格差が大きい」8、「児童福祉司等との情報の共有が困難」6、「予算が少なく、物品不足」5、等があった。

2-13. 一時保護所をよりよくするために必要なこと（自由回答）（表 109～110）

一時保護所をよりよくするために必要なことについて、自由回答記述を求めたところ、263名から回答が得られた。KJ法により記述内容を整理したところ、450件の記述が得られた。

このうち、100件を超えた記述が、設備に関するもの、人事に関するもの、そして処遇システムに関するものであった。とくに、個室化を含めた、生活に必要な物品・空間が欠如していることに加え、「混合処遇を解消するような設備」にカテゴライズできる記述が39件あった。

また、人事については、人員不足の解消が多い。ただし、職種の充実も大きな課題となっており、学習権の保障が気がかりなこととしてあげられている。

処遇のあり方については、援助者の個人的努力に起因するものが多く、制度的な改善を示唆するものではなかった。ただし、長期保護の改善が12、親への援助の充実が9、児童福祉司の質が8、児童福祉司との連携が8と、一時保護所に求められる新たな課題を示唆するものもあった。

日常生活そのものの改善については、学習権の保障に対する関心が強く、この中には教員配置を求めるものも含めて26件を数えた。

III 考察

1. 一時保護所の実施体制に関する考察

1-1. 職種別および労働形態別職員数について

一時保護所における雇用形態は、当該保護所の様子や自治体の労働力の状況を考慮しながら柔軟で多様な採用・配置がなされる必要があるが、夜間1人体制の保護所が約2割、2人が5割と少数であり、その人材も学生アルバイトという場合も少なくない。

学生アルバイトはその後の職員養成・採用に結びつくこともあり、一概に否定されるものではないが、専門性と責任という点では正規の職員の補助的業務にたずさわる範囲とし、職員数が必要であるならば自治体の職員配置人数を増員することが子どもの生活と人権の観点からもとめられるであろう。

1-2. 具体的な対応状況について

1-2-1. 食事の配慮

一時保護所という集団生活のなかで、食事に個々の嗜好を取り入れるサービスを実施している一時保護所が約4割もあること、また逆に医療・健康面との関連において、必要性が高いと思われるアレルギー除去食の実施が

約5割の一時保護所にとどまっているということは、集団のなかでの個別的対応という点からも、サービスの提供という点からも、未実施の一時保護所では大いに検討の余地があるのではなからうか。

1-2-2. 一時保護所からの通学の有無と学習指導方法

もともと、一時保護は短期的な処遇であることから、一時保護所からの通学は想定されてはいないが、「一時保護中の子どもたちの学習権保障」として以前から議論されてきていることではある。しかし個々のケースの援助方針や内容などの違いもあり、一律には実施できないのが現状である。たとえば、虐待や職権による一時保護の場合などは、登下校時の保護者による強制引取りを考慮しなければならぬし、虐待・触法の子どもの場合には、登校後所在がわからなくなったり、物品の持ち込みがあったりするなど、配慮しなければならぬ点が多い。また、児童福祉司や心理判定員との面接時間の確保の難しさや一時保護所での行動観察が断片的・部分的になるなどのマイナス面もある。加えて、一時保護所から在籍校までの距離や交通手段、登下校時の安全確保の問題もある。これらが「通学を認めたことがある」とする一時保護所が、6割程度にとどまっている理由であると考えられる。また一時保護所のある校区への通学は、「認めたことがない」一時保護所が約8割を占める。これは在籍校への通学＝一時保護所のある校区への通学の場合を除いて、転校あるいは指定校変更など事務手続きが必要なことや1～2ヶ月間のあくまで一時的な在籍になることなどによって、児童相談所や学校も消極的なものと思われる。いずれにせよ、一時保護所からの通学を一律に実施することよりも、一時保護中の子どもの心身の安定を最優先として、ケースバイケースで柔軟に対応できるよう学校や教育委員会との十分な連携が必要であると思われる。

また、一時保護所からの通学をすべての子どもたちに対して実施することが難しいとなると、通学できない子どもたちに対する学習指導の充実が課題となる。しかし約9割の一時保護所が、独自で教材を活用したり、一貫した学習指導方法をとっていないなどしている。しかもそれが教員資格のない児童指導員や保育士による学習指導であるとしたら、学力の維持すらも危ぶまれる。個々の事例によっては、担任教諭の配慮により、授業で活用した教材を子どもとの面会時などに持参してくれる場合もあるが、すべての子どもに対する組織的な取り組みにはなっていない。近年、教育委員会からの派遣教員の導入など、一時保護所での学習指導の充実に向

けた取り組みをしているところも出てきており、一時保護所からの通学とも併せて教育委員会との連携は必要不可欠である。

1-2-3. アルバイトの実施

一時保護所は原則的には短期的処遇であることから、一時保護中の子どものアルバイトは保護の長期化に繋がる可能性もあるため、必要性は認めたととしても、現実的には実施されないことが多い。また一時保護所からアルバイトに行かせることよりも、次の生活の場所への移行を優先的に考える傾向も強い。さらに一時保護所からの通学と同様に、児童福祉司や心理判定員との面接時間の確保や一時保護所の機能ひとつである行動観察が部分的・断片的になるというデメリットもある。これらのことが、一時保護中のアルバイトを認めていない一時保護所が9割近くある結果となっていると思われる。しかし中卒後の子どものアルバイト活動は、将来の自立に向けた貴重な体験であり、また家庭からの経済的支援が期待できない子どもたちにとっては、そこで得た収入は将来の貯えともなることから積極的に奨励すべきではないだろうか。一時保護所の自立支援機能の一環として、積極的に取り組んでもよいのではないだろうか。

1-2-4. 入所時の健康診断の実施と通院付き添い

一時保護は緊急対応として行われることが多いため、必ずしも入所前の健康診断をすべての子どもたちに対して実施できるとは限らない。しかし虐待事例などでは、一時保護時点での負傷状況や栄養状態などの医師による診断は、虐待状況の医学的アセスメントとして欠かすことはできない。また虐待事例でなくとも、伝染性の疾患に対する配慮は必要である。さらに子どもの通院に際しての付き添いは、人的にも時間的にも負担が大きい。このようなことから、医師（とくに小児科医）の常勤化や嘱託医の連携強化が必要であろう。

1-2-5. 心理治療サービスの実施状況と実施体制

虐待事例の増加などにより、心理的な援助を必要とする子どもたちの一時保護所への入所は少なくない。しかし心理治療サービスの実施状況は全体の8割に止まっており、実施体制も大部分が心理判定員に頼っている現状が明らかとなった。なかには独自の心理的援助プログラムを策定している一時保護所があるが、3カ所と極々少数である。

心理判定員は一時保護したすべての子どもひとりひとりを担当することが原則ではあるが、施設入所中の子

どもたちや通所指導中の子どもたちへの継続的面接、さらに特別児童扶養手当や手帳取得に関する判定業務を担当しており、児童福祉司同様多忙を極めているのが現状である。この点から考えると、十分な心理療法サービスが実施されているとは言い難い。実際には、発達検査や知能検査などで終わってしまっている場合が多いのではなかろうか。このような現状から、一時保護所専属の心理担当職員を配置したり、外部機関との連携を図ったりしているものと思われる。しかし心理治療などの心理的援助を必要とする子どもたちには継続的援助が必要な場合が多く、一時保護期間中の関わりだけで終わらない場合も多い。そのため一時保護期間中の関わりに限定されることが多い一時保護所専属の心理担当職員や外部機関の活用よりも、心理判定員の活用が現実的であろう。したがって、一時保護所入所中の心理治療サービスの充実には、心理判定員の増員が必要不可欠であると思われる。また心理療法実施にあたっては、小児精神科医等によるスーパーバイズの必要性もあり、やはり医療機関との連携強化は必要であろう。

1-2-6. 一時保護所内でのルール

いずれも約6割の一時保護所が、所内ルールを設けていることがわかった。一時保護所は集団生活であり、集団である以上はある程度のルールは必要であろう。しかしこれらのルールが、子どもたちの無断外出や職員とのトラブルの原因ともなり得るため、一時保護に際しての十分な説明と了解が必要である。ルールがあるかないかよりも、それをどのように子どもたちに周知し、遵守させるかという方法論が重要である。

1-2-7. 実習生の受け入れについて

約9割の一時保護所で実習生を受け入れている。受け入れのなかった一時保護所も、実習生と子どもとのトラブル、子どもの心理的な安定への影響やプライバシー保護などマイナス要素を理由に受け入れなかったということではなく、むしろ実習生の受け入れシステムや実習プログラムの関係で受け入れなかったとしており、一時保護所の実習生の受け入れに対する姿勢は概ね肯定的であると捉えることができる。

1-2-8. 保護所の運営について

一時保護所は、児童相談所の組織の一部でもあると同時に児童養護施設の最低基準が準用される施設でもある。この「施設ではないが準用される」という位置づけの不明確性からか、過半数のところが「児童相談所運営指針」

のみを拠り所にして運営していることになる。

「運営指針」においても、運営にあたっての基本的な諸留意事項、配慮すべき事項等が記載されているが、一時保護所をひとつの施設として捉えると、所管する地域の実情及び一時保護のニーズに対応したサービス提供を進める上では、組織で了解された業務の指針やマニュアル、そしてそれを支える職員の行動に関する規程が欠かせないように思われるが、多くの場合独自の規程類の整備は進んでいない。上述の位置づけの不明確性がためらわせているのかもしれない。

また、ボランティアを恒常的に活用しているところも1割にも満たないなど、今日の施設に求められている「風通しのよい」施設運営も進んでいないことを実感した。

1-2-9. 権利擁護のしくみについて

児童福祉施設最低基準や社会福祉法の規定を準用すべき施設として考えると、権利擁護のしくみについても整備の対象となる筈である。「運営指針」にも「最低基準第9条の2において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び、第14条の2において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないことに留意し、適切に運営する」とされているところである。

一時保護所が緊急的で短期的な利用が多いという特殊な事情からか、子どもの権利ノートの活用も低調であるうえ、保護所の特殊事情に対応した「子どもの権利ノート」が望まれるところであるが、今回の調査では1カ所のみという状況であった。また、苦情受付窓口の設置こそ3割弱であるが、意見箱の設置は1カ所のみという状況で、たとえ特殊な機能とはいえ、施設に対する「懲戒権の濫用禁止」や「適切な処遇」推進する立場の児童相談所にある一時保護所としては、人権擁護の取組に相当の立ち遅れが感じられる。

2. 一時保護所職員の職務実施状況について

2-1. 職員について

職種においては、保育士、児童指導員の割合はほぼ拮抗し、両者で94.7%を占めている。問18の採用形態の回答からは、多様な職種が回答されているが、直接処遇職員（児童指導員及び保育士）に回答を依頼していることから、このような結果を示していると思われる。

性別については、問12の職種に関する結果とあわせると、児童指導員のうち、かなりの数を女性が占めていることになるが、児童指導員、保育士とともに児童のケアワークに従事することを考えると、このような配置となるのであろう。問19の学歴に関する結果との関連で、児

童指導員が基本資格として四年制大学卒業であることとも関連しているのではないかとと思われる。

年齢については、各年齢層の職員が配置されていることがわかるが、50歳代がほぼ3分の1を占めており、ベテラン職員の多いことがわかる。これは都道府県職員全体の年齢構成の影響と思われる。

勤務状態については、一時保護所は生活施設であることから、さまざまな勤務形態がとられていると考えられるが、一時保護所への入所児童の状態（緊急保護されたこと等による混乱や不安定、年齢の高い非行児童の入所など）を考えると、非常勤職員が増加することは望ましいことではないと考えられる。

次に、現在の一時保護所での勤務年数を見る。問17の福祉領域における勤務年数とあわせて考えると、現在の一時保護所での勤務年数2年未満の合計が54.3%であることは、新人が多いこととはならないが、かえって転勤等が頻繁に行われているため、職員の2分の1が最近2年以内に採用や転勤等で一時保護所に配属されたことを示している。3年未満で考えると、職員のほぼ3分の2がここ3年以内に採用や異動で配属されたことになる。

引き続いて福祉領域での勤務年数を見ると、5年未満グループでは、1年未満がいちばん多く、次に2年未満であり、順次人数が減少している。福祉に関しては新人といてよい経験2年未満の者が職員全体の15.7%を占めている。5年後に区分した年齢グループを見ると、5年未満のグループと、25年以上30年未満を中心とする2つの山が見られ、10年以上25年未満グループの職員層の薄さが見られる。これらのことから、一時保護所では福祉経験30年前後の相当のベテラン職員と、比較的経験の浅い職員が多く、また職場の異動も頻繁に行われ、現在の一時保護所での勤務年数がそれほど多くないことがわかる。

教職を含む専門職採用が70.3%と大半を占めているが、問12の職種との関連で考えると、保育職は採用形態が42.8%、現在の職種が48.2%であることから保育職として採用されたものがほぼ保育士として勤務していることとなる。一方、児童指導員については、様々な採用職種のもが児童指導員として勤務していることになり、行政職、その他で採用された24.7%、約4分の1の者もその多くが児童指導員として勤務していることが考えられる。一時保護施設の設備と運営については児童福祉施設最低基準の児童養護施設の基準を準用することとされており、一時保護所の児童指導員が児童福祉施設最低基準における児童指導員資格を有しているかどうかは気になるところである。また、現在の一時保護所への入所児

童の状況を考えると、保育士、児童指導員の他、虐待等による被害を受けた児童への対応の充実からは心理職の配置が、また、入所している児童の教育保障の観点からは教職者の配置が望まれる。

最後に、学歴や資格取得状況の結果について考察する。一時保護所では、種々の事情とニーズを抱えた子どもがおり、また、年齢や態様も多様であり、これらを集団としてまとめ、かつグループダイナミックスを活用して個々のニーズに的確に対応していかなければならないこと、住み慣れた家庭から初めて引き離され、極度の不安、緊張をもって入所してくる子どもが多く、これらに適切に対応していかなければならないこと、一時保護解除後の適切な処遇を確保するためには、子どもの性格や行動等に対する的確なアセスメントが必要となることなど、職員には極めて高度な専門性が要求される。しかし、児童福祉司と比較すると、最終学歴では大学・大学院を出ていない児童福祉司が7.6%であるのに対し、一時保護所職員では54.4%となっている¹¹⁾。また、社会福祉士の資格も、児童福祉司の場合14.2%が所有しているのに対し、一時保護所職員では7.1%と半数であった。

一時保護所の運営は、児童養護施設の最低基準が準用されているが、児童福祉施設最低基準における職員の任用資格そのものが緩やかかつ曖昧である。加えて、前述のように一時保護所職員には児童養護施設の職員以上に高度な専門性が必要と考えられる。したがって、一時保護所の業務の特質を踏まえ、職員の任用要件については厳格化を図るとともに、児童福祉施設最低基準の準用ではなく、一時保護所に特化された基準の策定が望まれる。

2-2. 労働時間、研修及び担当制のあり方について

時間外勤務については、週10時間以内の時間外勤務が全体の70.3%となっているが、40時間以上のものが10(2.1%)となっている。40時間以上という時間外勤務は、夜勤等の勤務形態の取り扱いの解釈や個々の特殊な事情があるにしても正常な勤務環境とは言えず、検証が必要と思われる。

所内研修については、研修は業務の一環として、業務の水準を維持するものであるにも係わらず、0回、1回というものをあわせて67.3%という状況は一時保護業務の専門性評価が低いのではないかとと思われる。これは、職員の意識、児童相談所としての一時保護業務の位置づけ等と関連して、今後検討すべきである。

また、研修テーマについてみると、実施状況は少ないが内容はタイムリーなものがある。また、業務全般に関するものは転勤してきた職員を対象とする必ず実施すべ

きものである。にもかかわらず、実施件数は少ない状況で、勤務形態の条件もあろうが、専門性の前段階の問題である。

一方、所外研修では、他の項目との関連を見る必要があるが、出張したもの全て所外研修としたものもあり、専門研修は少ない。所内研修と同様、運営指針に示されている行動診断機能を実施できているのか、検証の必要がある。

そして、研修研修のテーマでは、専門的な内容より、公務員としての共通研修及び業務全般に関するものの方が多かった。また、研修として施設見学や職員交流も記述されていた。全般に、多様な問題を持った児童に対応できる研修とは言い難い状況がある。

公費による研修の実施状況を見ると、研修は本来業務であるので勤務として出張することが当然であるが、そのような事例は少ない。研修回数及び内容と同様に、児童相談所業務の中での位置づけの問題である。

公費による研修の回数では、これも一時保護所の箇所・職員数を考えると公費による研修は少ないと言える。一方、私費で勤務日以外に参加の結果は、ごく一部の職員が自ら問題意識を持って研修に参加していることがわかる。私費による研修の回数は、あまりにも少ないが、必要性についての職員の意識も検証すべきかもしれない。そして、私費で職務専念義務免除扱いで参加は、職務専念義務免除を申請することは研修についての意欲があることであり、職場の上司の理解を得るなど積極性がある証拠であるが、この件数も少な過ぎる。私費で職務専念義務免除扱いで参加した研修の回数を見ると、上記と同様であり、あまりにも少ないが、「2 私費で勤務日以外に参加」と比べ、より積極性がうかがえる。

こうした傾向から、研修の必要性についての議論が児童相談所内で行われているか、検証の必要性がある。研修の満足度では、全てに否定的な回答は53件(24.9%)であり、研修へ参加する限り収穫はあることがわかる。

また、担当制をとっているかでは、多数の保護所において担当制をとっているが、決めていないものが19.1%となっている。児童養護施設に準じる処遇を行うことになっているにも係わらず決めていないということについては、その規模や一時保護日数等の内容の検討が必要である。

そして、担当形態を見ると、個人で担当するものが多数であるが、複数職員による担当も児童の問題の内容、職員の経験及び勤務形態などを考慮すると今後も必要な対応と考えられる。

現在の一時保護児童数については、約半数が10名未満であり、20名未満も含めると84.8%となっている。20名以上30名未満の12.2%は都市部なのか県内の箇所が少ないのか設置者の事情があると思われる。38名以上というものは外出が自由にできる一時保護所でない限り入所期間を短くするなどの対応が必要と思われる。

うち、個人で担当する児童数の結果は、保護児童数と職員数の関係によると思われるが、1名から3名で90.4%と多数を占めている。24名という回答が2件あったが、児童の状況把握を行い記録も付けるということを前提とすると現場でどのように業務を行っているか想像することは困難であるので、詳細を教示してもらう必要がある。

複数職員で担当する児童数の結果は、4名以下のものが77.0%となっているが、6名、12名となると職員勤務体や何人の職員が担当するか等から児童とは相当複雑な関係になることが想定される。

2-3. 職務に関わる困難感について

2-3-1. 保護理由と子どもの権利擁護

問5「一時保護所の子どもの関わる中での困難」に関する質問では、「暴力や脅し、威圧的態度が顕著な子どもへの対応」との回答が最も多かった。この結果は、問6の「子ども同士の人間関係の中での子どもの権利侵害の発生」に関する回答結果とも深い関係性がみられる。問6の具体記述結果では、「子ども同士のいじめ」特に、「真犯・触法児が、要養護児や被虐待児、障害児をいじめる」という内容が多数を占めた。また、性的逸脱行動に関する記述もみられた。1つの一時保護所内で、多様なケースを保護していることの限界がうかがえる。ケースの種別に応じた保護所の設置、または一時保護委託が必要と思われる。

2-3-2. 子どもの保護者に対応する中での困難

問7で、子どもの保護者に対応する中での困難について尋ね、「夜間の電話・来所」「強引な引き取り要求」「強引な面会・通信要求」「拒否的な態度」が上位を占めた。

「傷害・脅迫的行為」「器物破損」は、数字としては高くない。しかし、これは「困難度が低い」ことを意味するわけではないと考えられる。頻度は少ないが、1回の行為によって職員が受ける負担感は強いはずである。また、「強引な引き取り」という目的のために「傷害・脅迫的行為」を駆使する保護者もいるだろう。そのようなケースに遭遇したことのある職員は「傷害・脅迫的行為」ではなく、「強引な引き取り」を選択している可能性がある。この結果の解釈には注意が必要である。

2-3-3. 保護期間の長期化と業務に対する不満や負担感

問8「28条ケース」に関する困難と、問11の、28条に限らず、保護所内業務に関する不満との、両項目において「子どもの保護期間の長期化に伴う弊害」を指摘する回答が多かった。保護期間が長くなると、保護されている子どもも保護者も不安定になり、当初の保護理由とは異なる、しかもさらに深刻な問題を併発する可能性が高くなる。その結果、職員にもとめられる処遇内容や保護者への対応が困難かつ負担の大きいものになっていく。一時保護所における適切な保護期間の設定と、期間内に処遇決定できる条件整備が今後の課題となるだろう。

3. 自由回答記述から

子どもたちからの不満が生活の変化にあてられているが、これは子どもたちの生活歴を考慮すれば、もっともなことだといえる。しかし、その生活の変化（制限）が、必要最低限のものであるとは考えづらい。なぜなら、一時保護所やその職員の認識としても設備の不十分さが認識されているからである。

一時保護所やその職員は、設備のみでなく、処遇の質に関心事があるが、設備不足や人員不足が、ケースの困難性とあいまって、処遇の不全感をもたらししていると考えられる。とくに、混合処遇や緊急対応への体制、保護が一時的なものでなくなりつつあることが、問題になっているのであろう。外出機会の保障などよりも、一時保護所の設備や人員の抜本的見直しによって、一時保護所での子どもたちの生活を保障しようという方向性がある。

こうした人不足や設備不足は、虐待ケースの増大によりニーズが複雑化・多様化している現状にあわず、より困難感を増していることは想像に難くない。

4. まとめ ～アセスメント機能と

一時的な生活施設としての権利保障～

定員規模と子どもの生活状況に関するクロス集計結果では、入浴時間の制限や子ども同士の人権侵害、職員の業務上の困難点について、規模の大きい保護所の方が、課題が多い一側面がうかがわれる結果であった。

また、一時的な安全確保と行動観察をはじめとするアセスメント機能が保護所の目的であったが、今日においては、特に虐待ケースでは、法的対応に相当の時間がかかったり、措置先の量的限界、対応困難児の増加から、現実として長期に生活することを余儀なくされている子どもが存在していたりしている。

迅速な措置決定をすすめるのが第一義的であり、その対応システムを家庭裁判所との連携も視野に入れながら

検討する必要がある。同時に、児童養護施設との機能の違いがあることは踏まえた上で、実質的な生活施設としても子どもの権利が保障され、保護されたことで二次的な被害をこうむらないよう国と自治体の責任において一時保護所の充実を早急に検討・対応する必要があることが本研究結果から示唆された。

子どもの性別、保護理由に適応する物理的・人的環境整備、一時保護所の基準や権利擁護システム、子どもの生活の質を保障できる人材配置が特に課題といえるだろう。

引用文献

- (1) 高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」、日本子ども家庭総合研究所紀要第38集、2001年。

謝辞：本研究は、全国の一時保護所の方々のご協力により実施することができたものです。多忙な日常業務の中、煩雑な質問にご回答いただいたことについて、この場を借りて深く感謝申し上げます。

なお、本チーム研究は、以下のメンバーにより行われた：

伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）
加藤純（ルーテル学院大学）
加藤芳明（神奈川県中央児童相談所）
栗原直樹（埼玉県健康福祉部子ども家庭課）
才村純（日本子ども家庭総合研究所）
坂本正子（厚生労働省）
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）
庄司順一（青山学院大学・日本子ども家庭総合研究所）
高橋重宏（日本社会事業大学・日本子ども家庭総合研究所）
中谷茂一（聖学院大学）
前橋信和（大阪府中央子ども家庭センター）
村田一昭（川崎市中央児童相談所）
森望（大分大学）

(50音順)

「一時保護所の実態に関する調査」

(表 1-1) 職種別職員数 (常勤)

※各セル上段:実数/下段:%									N=93	
人数	児童指導員	保育士	看護師	保健師	調理員	教員	心理職	その他		
1人	23 24.7	24 25.8	14 15.1	5 5.4	29 31.2	4 4.3	3 3.2	15 16.1		
2人	17 18.3	14 15.1	1 1.1	0 0.0	7 7.5	1 1.1	2 2.2	5 5.4		
3人	11 11.8	7 7.5	1 1.1	0 0.0	6 6.5	0 0.0	0 0.0	1 1.1		
4人	11 11.8	11 11.8	0 0.0	0 0.0	4 4.3	0 0.0	0 0.0	1 1.1		
5人	6 6.5	4 4.3	0 0.0	0 0.0	2 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
6人以上	11 11.8	17 18.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		

(表 1-2) 職種別職員数 (非常勤)

※各セル上段:実数/下段:%									N=93	
人数	児童指導員	保育士	看護師	保健師	調理員	教員	心理職	その他		
1人	2 2.2	12 12.9	0 0.0	0 0.0	15 16.1	1 1.1	37 39.8	4 4.3		
2人	0 0.0	5 5.4	0 0.0	0 0.0	24 25.8	0 0.0	0 0.0	7 7.5		
3人	6 6.5	5 5.4	0 0.0	0 0.0	10 10.8	0 0.0	1 1.1	12 12.9		
4人	3 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 3.2	0 0.0	0 0.0	1 1.1		
5人	5 5.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.1		
6人以上	15 16.1	3 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 11.8		

(表 1-3) 職種別職員数 (学生アルバイト内数)

※各セル上段:実数/下段:%									N=93	
人数	児童指導員	保育士	看護師	保健師	調理員	教員	心理職	その他		
1人	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.1	0 0.0		
2人	1 1.1	2 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 3.2		
3人	2 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.2		
4人	1 1.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
5人	3 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
6人以上	7 7.5	1 1.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 11.8		

(表 1-4) 勤務体制

※各セル上段:実数/下段:%							N=93	
人数	平日 (日中) 直接 処遇 職員	平日 (日中) 常勤 内数	土日祝 (日中) 直接 職員	土日祝 (日中) 常勤 内数	夜間 態勢/ 直接 処遇 職員	夜間 態勢/ 常勤 内数		
1人	8 8.6	17 18.3	12 12.9	25 26.9	19 20.4	47 50.5		
2人	19 20.4	19 20.4	39 41.9	20 21.5	44 47.3	11 11.8		
3人	29 31.2	26 28.0	14 15.1	12 12.9	9 9.7	2 2.2		
4人	12 12.9	7 7.5	10 10.8	5 5.4	4 4.3	2 2.2		
5人	9 9.7	7 7.5	4 4.3	3 3.2	2 2.2	1 1.1		
6人以上	15 16.1	10 10.8	4 4.3	2 2.2	5 5.4	1 1.1		

(表2)夜間における直接処遇職員の配置

	実数	%
必ず男性／女性とも各1名以上の職員を配置している	26	28.0
必ず男性職員を配置している	22	23.7
必ず女性職員を配置している	4	4.3
できるだけ男性職員を配置するようにしているが、実際には女性だけで勤務することがある	4	4.3
できるだけ女性職員を配置しているようにしているが、実際には男性だけで勤務することがある	5	5.4
とくに性別に配慮しないでシフトを組んでいる	24	25.8
無回答	8	8.6
合 計	93	100.0

(表3)夜間のシフトを組む際に、一時保護所に配属されていない児童相談所職員の応援を得ることがあるか

	実数	%
児童福祉司の応援を得るときがある	7	7.5
児童福祉司以外の児童相談所職員の応援を得るときがある	3	3.2
児童福祉司と児童福祉司以外の児童相談所職員の双方の応援を得るときがある	38	40.9
一時保護所に配属されていない児童相談所職員の応援を得ることはない	41	44.1
無回答	4	4.3
合 計	93	100.0

(表4)夜間・休日中に入る外部からの緊急連絡について、貴保護所内で受け付ける体制をとっているか

	実数	%
受け付けている	82	88.2
受け付けていない	11	11.8
合 計	93	100.0

(表5)定員

	実数	%
20人未満	46	49.5
20人以上	45	48.4
無回答	2	2.2
合 計	93	100.0

(表6)実員

	実数	%
0人	7	7.5
20人未満	71	76.3
20人以上	12	12.9
無回答	3	96.8
合 計	93	100.0

(表7)年間延べ保護日数および年間保護人数 N=92 NA=1

	延べ日数	延べ人数
平均値	2912.9	169.2
中央値	1986.5	127.5
最小値	15	0
最大値	15912	909

(表8)職権を用いて保護した人数

人数	実数	%	月数	実数	%
0	31	33.3	8	4	4.3
1	7	7.5	9	2	2.2
2	10	10.8	10	1	1.1
3	5	5.4	11-149	11	11.8
4	3	3.2	150以上	2	2.2
5	0	0.0	無回答	10	10.8
6	4	4.3	合計	93	100.0
7	3	3.2			

(表 9) 28 条申立人数

※各セル上段:実数/下段:%

人数	28 条申立	28 条申立かつ 面会の制限	28 条申立かつ 通信の制限
0 人	50 53.8	56 60.2	59 63.4
1 人	13 14.0	14 15.1	13 14.0
2 人	13 14.0	9 9.7	7 7.5
3 人	4 4.3	3 3.2	3 3.2
4 人	5 5.4	3 3.2	3 3.2
7 人	1 1.1	2 2.2	1 1.1
10 人	1 1.1	0 0.0	0 0.0
無回答	6 6.5	6 6.5	7 7.5
合 計	93 100.0	93 100.0	93 100.0

(表 10) 退所人数および退所先

	退所 人数 N=92	施設 N=92	里親 N=68	自宅 N=91	親戚 N=44	その他 N=83
平均値	154.0	47.6	3.8	90.5	1.0	11.8
中央値	117.5	37.0	2.0	62.0	0.0	8.0
最小値	1	1	0	4	0	0
最大値	591	212	58	378	5	60

(表 11) 2ヵ月を超えて保護した人数(28 条申立中)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	9	40.9	5	1	4.5
2	7	31.8	10	1	4.5
3	1	4.5	合 計	22	100.0
4	3	13.6			

(表 12) 2ヵ月を超えて保護した人数(処遇方針が決まらず)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	19	51.4	12	1	2.7
2	7	18.9	20	1	2.7
3	2	5.4	33	1	2.7
4	2	5.4	34	1	2.7
5	2	5.4	合 計	37	100.0
8	1	2.7			

(表 13) 2ヵ月を超えて保護した人数(定員超過以外の理由で施設側拒否)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	3	42.9	13	1	14.3
2	2	28.6	合 計	7	100.0
3	1	14.3			

(表 14) 2ヵ月を超えて保護した人数(入所待機)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	6	28.6	9	1	4.8
2	1	4.8	13	2	9.5
3	1	4.8	14	1	4.8
4	2	9.5	17	1	4.8
5	2	9.5	18	1	4.8
6	1	4.8	52	1	4.8
8	1	4.8	合 計	21	100.0

(表 15) 2ヵ月を超えて保護した人数(保護者不同意)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	10	32.3	7	2	6.5
2	4	12.9	8	1	3.2
3	7	22.6	9	1	3.2
4	1	3.2	15	1	3.2
5	2	6.5	18	1	3.2
6	1	3.2	合 計	31	100.0

(表 16) 2ヵ月を超えて保護した人数(子ども不同意)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	7	77.8	3	1	11.1
2	1	11.1	合 計	9	100.0

(表 17) 2ヵ月を超えて保護した人数(その他)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
1	10	43.5	10	1	4.3
2	5	21.7	11	1	4.3
3	2	8.7	16	1	4.3
4	1	4.3	合 計	23	100.0
6	2	8.7			

(表 18) とくに長かった保護期間

月 数	実 数	%	月 数	実 数	%
2	11	18.6	7	1	1.7
3	21	35.6	9	2	3.4
4	10	16.9	11	1	1.7
5	8	13.6	14	1	1.7
6	4	6.8	合 計	59	100.0

(表 19) 長期化した理由

	実数	%
記述あり	60	92.3
記述なし	5	7.7
小 計	65	100.0
非該当	28	
合 計	93	

(表 20) 子どもひとりあたりの居室面積

	ひとりあたり居室面積
平均値	4.4
中央値	3.3
最小値	1.3
最大値	36.0

(表 21) 居室数(男子)

	男 子 用		女 子 用	
室 数	実 数	%	実 数	%
1	18	19.4	21	22.6
2	30	32.3	34	36.6
3	21	22.6	19	20.4
4	9	9.7	1	1.1
5	0	0.0	1	1.1
6	1	1.1	0	0.0
無回答	14	15.1	17	18.3
合 計	93	100.0	93	100.0

(表 22) 居室1室の定員(男子)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
2	4	4.3	9	1	1.1
3	13	14.0	10	4	4.3
4	16	17.2	12	1	1.1
5	13	14.0	19	1	1.1
6	2	2.2	無回答	34	36.6
7	1	1.1	合 計	93	100.0
8	3	3.2			

(表 23) 居室1室の定員(女子)

人 数	実 数	%	人 数	実 数	%
2	4	4.3	8	3	3.2
3	14	15.1	10	2	2.2
4	17	18.3	13	1	1.1
5	11	11.8	無回答	36	38.7
6	2	2.2	合 計	93	100.0
7	3	3.2			

(表 24) 個室数

	男 子 用		女 子 用		性別問わず	
室 数	実 数	%	実 数	%	実 数	%
0	43	46.2	42	45.2	41	44.1
1	7	7.5	8	8.6	16	17.2
2	3	3.2	3	3.2	3	3.2
3	3	3.2	2	2.2	4	4.3
4	0	0.0	0	0.0	3	3.2
無回答	37	39.8	38	40.9	26	28.0
合 計	93	100.0	93	100.0	93	100.0

(表 25) 平均的な食事開始時間

※各セル上段:実数/下段: %

	朝食	昼食	夕食
6 時台	1 1.1	-	-
7 時台	50 53.8	-	-
8 時台	40 43.0	-	-
11 時台	-	13 14.0	-
12 時台	-	79 84.9	-
16 時台	-	-	1 1.1
17 時台	-	-	48 51.7
18 時台	-	-	42 45.2

(表 26) 入浴日

日 数	実 数	%	日 数	実 数	%
3	24	25.8	7	51	54.8
4	9	9.7	無回答	5	5.4
5	4	4.3	合 計	93	100.0

(表 27) 入浴時間制限

	実数	%
制限あり	55	59.1
制限なし	37	39.8
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 28) 食事のメニュー作成の際に、子どもの希望を取り入れているか

	実数	%
取り入れている	40	43.0
取り入れている	53	57.0
合 計	93	100.0

(表 29) アレルギー除去食を実施しているか

	実数	%
実施している	50	53.8
実施していない	38	40.9
無回答	5	5.4
合 計	93	100.0

(表 30) 在籍校への通学を認めたことがあるか

	実数	%
あ る	57	61.3
な い	36	38.7
合 計	93	100.0

(表 31) 保護所のある校区への通学を認めたことがあるか

	実数	%
あ る	17	18.3
な い	75	80.6
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 32) 一時保護所内での学習指導の方法

	実数	%
学校から配布されるプリント・問題集を利用している	1	1.1
一時保護所で提供するプリント・問題集を利用している	78	83.9
とくに一貫した方法は採用していない	11	11.8
無回答	3	3.2
合 計	93	100.0

(表 33) 子どものアルバイト希望を認めたことがあるか

	実数	%
あ る	6	6.5
な い	86	92.5
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 34) 一時保護所入所にあたって健康診断を実施しているか

	実数	%
入所前に必ず実施している	1	1.1
できるだけ入所前に実施するようにしている	31	33.3
入所後に実施している	43	46.2
必ずしも実施していない	14	15.1
実施していない	3	3.2
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 35) 子どもの通院への付き添いを行っているか

	実数	%
行っている	89	95.7
行っていない	3	3.2
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 36) 通院に付き添った人数

通院に付き添った人数	
平均値	75.3
中央値	41.5
最小値	1
最大値	449

(表 37) 心理的な混乱が大きい子どもに対する心理治療サービスを実施しているか

	実数	%
実施している	78	83.9
実施していない	14	15.1
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 38) 心理治療の実施方法(M.A.)

(N=78)

	実数	%
一時保護所専属の心理職員を雇用している	31	39.7
心理的ケアを含めた独自プログラムを策定している	3	3.8
心理判定員との協力関係を深める中で実施している	58	74.4
外部機関と連携している	6	7.7
その他	6	7.7

(表 39) 問 9-10-1「その他」

カテゴリー	実数
医師との連携による	5
非常勤心理職員1名を雇用している	1

(表 40) 髪型や服装を規制する所内ルールがあるか

	実数	%
あ る	58	62.4
な い	34	36.6
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 41) 男女間の交流を禁止する所内ルールがあるか

	実数	%
あ る	53	57.0
な い	39	41.9
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 42) 実習生受け入れ人数(延べ)

実習生受け入れ人数(延べ)	
平均値	27.6
中央値	8.0
最小値	0
最大値	419

(表 43) 実習生なしの理由(M.A.)

(N=9)

	実数	%
実習希望者がいなかったため	4	44.4
過去に実習生が子どもに危害を加えたことがあるため	0	0.0
実習生が入ることで、子どもの言動が不安定になるため	0	0.0
子どもが実習生に危害を加える恐れがあるため	0	0.0
子どものプライバシー保護を優先しているため	0	0.0
その他	5	55.6

(表 44) 問 10-2「その他」

カテゴリー	実数
保護所が独立して受け入れているわけではない (児相の実習生が保護所実習を行うことはある)	2
相談所の機能についての講義のみ	1
常時保護している児童がいない。事務所のスペースがない。	1

(表 45) 直接処遇にあたる保護所職員を対象とした「職員倫理規定」があるか

	実数	%
あ る	8	8.6
な い	84	90.3
無回答	1	1.1
合 計	93	100.0

(表 46) 「一時保護所運営規定」があるか

	実数	%
あ る	44	47.3
な い	45	48.4
無回答	4	4.3
合 計	93	100.0

(表 47) ボランティア受け入れ人数(延べ)

	ボランティア受入人数(延べ)
平均値	11.9
中央値	0.0
最小値	0.0
最大値	200

(表 48) 「子どもの権利ノート」の保護所版があるか

	実数	%
あ る	9	9.7
な い	84	90.3
合 計	93	100.0

(表 49) 子どもからの苦情を解決するための第三者機関があるか

	実数	%
あ る	3	3.2
な い	78	83.9
無回答	12	12.9
合 計	93	100.0

(表 50) 第三者機関の内容

	実数	%
記入あり	2	66.7
人権オンブズパーソン	(1)	(33.4)
社会福祉協議会	(1)	(33.3)
記入なし	1	33.3
小 計	3	100.0
非該当	90	
合 計	93	

(表 51) 保護所内に子どもからの苦情を解決するための窓口を設けているか

	実数	%
設けている	27	29.0
設けていない	66	71.0
合 計	93	100.0

(表 52) 苦情解決窓口(M.A.)

(N=27)

	実数	%
一時保護所内に意見箱を設置している	1	3.7
担当の児童福祉司が窓口になるということ子どもに伝えている	21	77.8
担当の心理判定員が窓口になるということ伝えている	10	37.0
児童相談所内に苦情解決窓口担当者が決まっている	0	0.0
一時保護所の職員の中から窓口となる者を決めている	10	37.0
その他(いつでも子どもの気持ちを聞ける体制をとっている)	1	3.7

(表 53) 子どもたちから寄せられることの多い保護所に関する不満

	実数	%
記述あり	73	21.5
記述なし	20	78.5
合 計	93	100.0

(表 54) 子どもたちから寄せられることの多い保護所に関する
不満内容

カテゴリー	件数
自由がない	150
日課への不満 (38)	
就寝時間への不満(17 件)のほかは、「入浴日時の制限への不満」(3 件)、「テレビの時間制限」(2 件)など多様	
外出制限 (36)	
外部との連絡制限 (31)	
携帯電話を持ち込めない(10 件)はここに含めた	
プライバシーがない (10)	
私物制限 (9)	
装飾関係の制限(7 件)が主たる回答	
食事内容への不満 (8)	
「おかわりができない」「献立がワンパターン」など多様	
入所期間が長い (4)	
退屈 (2)	
その他 (2)	
自由がない(具体的記述なし) (10)	
物品の不足	18
子ども同士の人間関係	7
職員への不満	4
処遇への不満	3
とくにない	2
その他	2
合 計	186

(表 55) 一時保護所の運営の現状

	実数	%
記述あり	49	52.7
記述なし	44	47.3
合 計	93	100.0

(表 56) 一時保護所の運営の現状内容

カテゴリー	件数
処遇	63
処遇困難事例の増加 (14)	
保護長期化傾向 (12)	
虐待ケースの比率が増加 (9)	
緊急対応の現状及び問題点 (7)	
混合処遇の現状及び問題点 (5)	
保護人数増加傾向 (5)	
低年齢化 (3)	
学習権保障の必要性 (3)	
非行ケースの扱い (2)	
その他 (3)	
人事に関して	35
人不足 (20)	
性別に偏り (5)	
職種充実の必要性 (4)	
専門性向上の必要性 (3)	
専門職配置の必要性 (2)	
職員へのストレスケアの必要性 (1)	
設備	15
設備不十分 (9)	
定員数拡張 (6)	
他機関との関係	7
施設満床状況 (5)	
その他 (2)	
その他	4
合 計	124

「一時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する調査」

(表 57) 職種

	実数	%
児童指導員	216	46.5
保 育 士	224	48.2
無 回 答	25	5.4
合 計	465	100.0

(表 58) 性別

	実数	%
男 性	173	37.2
女 性	287	61.7
無回答	5	1.1
合 計	465	100.0

(表 59) 年齢

	実数	%
20 歳 代	78	16.8
30 歳 代	89	19.1
40 歳 代	129	27.7
50 歳 代	142	30.5
60 歳 代	22	4.7
無 回 答	5	1.1
合 計	465	100.0

(表 60) 勤務状態

	実数	%
常 勤	379	81.5
非常勤(シフトは常勤と同じ)	18	3.9
非常勤(日勤のみ)	22	4.7
非常勤(夜勤のみ)	15	3.2
その他	27	5.8
無回答	4	0.9
合 計	465	100.0

(表 61) 問 15「その他」

カテゴリー	件数
非常勤で常勤とは違うシフト	23
兼務の常勤	2

(表 62) 現在の一時保護所での勤務年数

	実数	%
1 年未満	133	28.6
1 年以上 2 年未満	111	23.9
2 年以上 3 年未満	57	12.3
3 年以上 4 年未満	30	6.5
4 年以上 5 年未満	31	6.7
5 年以上 6 年未満	19	4.1
6 年以上 7 年未満	11	2.4
7 年以上 8 年未満	10	2.2
8 年以上 9 年未満	5	1.1
9 年以上 10 年未満	3	0.6
10 年以上	40	8.6
無回答	15	3.2
合 計	465	100.0

(表 63) 福祉領域での勤務年数

	実数	%
5 年未満	115	24.7
1 年未満	(38)	(8.2)
1 年以上 2 年未満	(35)	(7.5)
2 年以上 3 年未満	(16)	(3.4)
3 年以上 4 年未満	(15)	(3.2)
4 年以上 5 年未満	(11)	(2.4)
5 年以上 10 年未満	37	8.0
10 年以上 15 年未満	39	8.4
15 年以上 20 年未満	36	7.7
20 年以上 25 年未満	56	12.0
25 年以上 30 年未満	75	16.1
30 年以上 35 年未満	56	12.0
35 年以上 40 年未満	20	4.3
40 年以上	2	0.4
無回答	29	6.2
合 計	465	100.0

(表 64) 採用形態

	実数	%
専門職(福祉職採用)	105	22.6
専門職(保育職採用)	199	42.8
専門職(心理職採用)	6	1.3
専門職(児童自立支援員採用)	9	1.9
行政職採用	66	14.2
教職採用	8	1.7
その他	49	10.5
無回答	23	4.9
合 計	465	100.0

(表 65) 問 18「その他」

カテゴリー	件数
非常勤(嘱託・臨時職員を含む)	21
児童指導員選考採用	3
看護職	2
介護職	2
教職退職後の採用	1
技術職	1
該当なし	1

(表 66) 最終学歴

	実数	%
高 卒	46	9.9
専門学校卒	93	20.0
短大卒	114	24.5
四年制大学卒	178	38.3
大学院卒	12	2.6
養成施設卒	10	2.2
その他	6	1.3
無回答	6	1.3
合 計	465	100.0

(表 67) 四年制大学ないし大学院の専攻

	実数	%
福 祉 系	66	34.6
心 理 系	24	12.6
教 育 系	37	19.4
社 会 系	26	13.6
そ の 他	33	17.4
無 回 答	4	2.1
小 計	190	100.0
非 該 当	275	
合 計	465	

(表 68) 問 19-1「その他」

カテゴリー	件数
社会科学系(法律、経済等)	11
理工系	7
人文科学系	6
総合系	2

(表 69) 所有資格(M.A.)

(N=465)

	実数	%
保育士	240	51.6
社会福祉主事	156	33.5
社会福祉士	33	7.1
教員免許	92	19.8

(表 70) 一時保護所に勤務する直前どこに勤務していたか

	実数	%
児童相談所	23	4.9
福祉事務所	24	5.2
高齢者福祉施設	8	1.7
知的障害者施設	52	11.2
身体障害者施設	23	4.9
児童福祉施設	166	35.7
その他の福祉の職場	27	5.8
福祉以外の職場	72	15.5
学生(新卒)	43	9.2
無回答	27	5.8
合 計	465	100.0

(表 71) 問 21「児童福祉施設」の種別

	実数	%
保育所	40	24.2
乳児院・児童養護施設	41	24.8
その他	82	49.7
無回答	3	1.8
小 計	166	100.0
非該当	299	
合 計	465	

(表 72) 問 21-1「その他」

カテゴリー	件数
児童自立支援施設	38
知的障害児施設	21
肢体不自由児施設	5
情緒障害児短期治療施設	4
盲ろうあ児施設	3
児童館・児童センター	2
療育センター	2
他の児童相談所の一時保護所	1
児童精神科医療施設	1
小学校(教員)	1
上記に含まれない児童福祉施設	4

(表 73) 一時保護所所在地

	実数	%
北海道・東北地方	67	14.4
関東地方	128	27.5
中部地方	46	9.9
近畿地方	49	10.5
中国・四国地方	46	9.9
九州・沖縄地方	66	14.2
政令指定都市	59	12.7
無回答	12	2.6
合 計	465	100.0

(表 74) 時間外勤務は一週間あたりおよそ何時間か

時 間	実 数	%	時 間	実 数	%
0	72	15.5	10	22	4.7
1	56	12.0	12	2	0.4
2	59	12.7	15	4	0.9
3	48	10.3	16	2	0.4
4	33	7.1	25	1	0.2
5	45	9.7	40	8	1.7
6	16	3.4	42	1	0.2
7	9	1.9	48	1	0.2
8	13	2.8	無回答	72	15.5
9	1	0.2	合 計	465	100.0

(表 75) 平成 13 年度に所内研修に参加した回数

回 数	実 数	%	回 数	実 数	%
0	171	44.4	7	2	0.5
1	88	22.9	8	2	0.5
2	32	8.3	無回答	75	19.5
3	9	2.3	小 計	385	100.0
4	3	0.8	非該当	80	
5	2	0.5	合 計	465	
6	1	0.3			

(表 76) 所内研修テーマ

	実数	%
記入あり	117	84.2
記入なし	22	15.8
小 計	139	100.0
非該当	326	
合 計	465	

(表 77) 所内研修テーマ内容

(N=158)

対象となる子どもや問題別	実数	%
虐待	29	18.4
衛生問題(感染症、健康等)	5	3.2
ADHD	4	2.5
危機管理上の問題(交通安全、避難訓練等)	4	2.5
いじめ、不登校、引きこもり	3	1.9
その他(自閉症、非行等)	4	2.5
その他(対象となる子どもや問題が記述に含まれていないもの)	109	69.0
合 計	158	100.0
援助方法に関するものか	実数	%
直接処遇の方法に関するもの(「～の仕方」「処遇」「連携」「アプローチ」などが記述内容に含まれるもの、事例研究も含む)	28	17.7
その他(直接処遇の方法を示すキーワードが記述内容に含まれないもの)	130	82.3
合 計	158	100.0
対象職員	実数	%
新任・転任職員	22	13.9
保護所職員が対象となると思われるもの(「一時保護」が記述内容に含まれているもの)	11	7.0
保護所の新任・転任職員	0	0.0
その他(対象職員に関する記述が含まれないものも含む)	125	79.1
合 計	158	100.0

(表 78) 平成 13 年度に所外研修に参加した回数

回 数	実 数	%	回 数	実 数	%
0	123	29.9	8	1	0.2
1	109	26.5	10	1	0.2
2	41	10.0	無回答	110	26.8
3	13	3.2	小 計	411	100.0
4	8	1.9	非該当	54	
5	3	0.7	合 計	465	
6	2	0.5			

(表 79) 所外研修テーマ

	実数	%
記入あり	161	89.0
記入なし	20	11.0
小 計	181	100.0
非該当	284	
合 計	465	

(表 80) 所外研修テーマ内容

対象となる子どもや問題別	実数	%
虐待	47	19.4
発達障害、高機能発達障害、自閉症	10	4.1
非行	5	2.1
性(性的虐待、性非行を除く)	5	2.1
ADHD	4	1.7
衛生問題(感染症、健康等)	3	1.2
いじめ、不登校、引きこもり	2	1.0
DV	2	1.0
その他(対象となる子どもや問題が記述に含まれていないもの)	164	67.8
合 計	242	100.0
援助方法に関するものか	実数	%
直接処遇の方法に関するもの(「～の仕方」「処遇」「連携」「アプローチ」などが記述内容に含まれるもの、事例研究も含む)	37	15.3
その他(直接処遇の方法を示すキーワードが記述内容に含まれないもの)	205	84.7
合 計	242	100.0
対象職員	実数	%
新任・転任職員	8	3.3
保護所職員が対象となると思われるもの(「一時保護」が記述内容に含まれているもの)	26	10.7
保護所の新任・転任職員	0	0.0
その他(対象職員に関する記述が含まれないものも含む)	208	86.0
合 計	242	100.0
定例的な研修か	実数	%
定例的なものであると思われるもの(「児相研」「ブロック研修」「全国研修」などが記述内容に含まれるもの)	39	16.1
その他(定例的なものであるとは判断できないもの)	203	83.9
合 計	242	100.0

ほかの実践現場から学びを得るものか	実数	%
ほかの実践現場から学びを得ることを目的とした研修であると思われるもの(「見学」「視察」「交流研修」「交換研修」「実地研修」「派遣研修」が記述内容に含まれるもの)	28	11.6
その他(ほかの実践現場から学びを得ることを目的とした研修とは判断できないもの)	214	88.4
合 計	242	100.0

(表 81) 参加費用の扱い(M.A.)

(N=465)

	実数	%
公費で勤務日に参加	187	40.2
私費で勤務日以外に参加	43	9.2
私費で職務専念義務免除により参加	12	2.6
参加していない／一時保護所には勤務していなかった	130	28.0
無回答	122	26.2

(表 82) 研修には満足しているか

	実数	%
受講時間数の点でも、研修内容の点でも満足している	63	29.6
研修内容には満足できるが、受講時間数に物足りなさを感じる	50	23.5
受講時間数には満足しているが、研修内容に物足りなさを感じる	28	13.1
受講時間数も研修内容にも物足りなさを感じる	53	24.9
無回答	19	8.9
小 計	213	100.0
非該当	252	
合 計	465	

(表 83) 担当制をとっているか

	実数	%
全児童について担当職員を決めている	327	70.3
必要な児童について担当職員を決めている	19	4.1
担当職員は特に決めていない	89	19.1
無回答	30	6.5
合 計	465	100.0

(表 84) 担当制をとっているところの一時保護児童現員数

	実数	%
5 人未満	56	12.0
5 人以上 10 人未満	69	14.8
10 人以上 15 人未満	58	12.5
15 人以上 20 人未満	41	8.8
20 人以上 25 人未満	21	4.5
25 人以上 30 人未満	11	2.4
30 人以上 35 人未満	0	0.0
35 人以上 40 人未満	4	0.9
40 人以上 45 人未満	2	0.4
45 人以上 50 人未満	0	0.0
50 人以上	2	0.4
無回答	201	43.2
合 計	465	100.0

(表 85) 担当形態

	実数	%
個人で担当	263	76.0
複数職員で担当	10	2.9
自分は担当児童がいない	65	18.8
無回答	8	2.3
小 計	346	100.0
非該当	119	
合 計	465	

(表 86) 個人で担当している子どもの人数

回 数	実 数	%	回 数	実 数	%
0	7	2.7	5	5	1.9
1	130	49.2	6	1	0.4
2	73	27.7	10	1	0.4
3	37	14.0	24	2	0.8
4	8	3.0	合 計	264	100.0

(表 87) 複数職員で担当している子どもの人数

回 数	実 数	%	回 数	実 数	%
0	1	7.7	6	1	7.7
1	6	46.2	12	1	7.7
2	2	15.4	合 計	13	100.0
4	2	15.4			

(表 88) 一時保護所の子どもと関わる中で困難を感じるか

	実数	%
いつもある	146	31.4
時々ある	269	57.8
あまりない	36	7.7
まったくない	2	0.4
無回答	12	2.6
合 計	465	100.0

(表 89) 困難を感じる子どもの特徴 (MA)

(N=415)

	実数	%
暴力や脅し、威圧的態度が顕著な子ども	224	53.7
性的に不適切な言動が顕著な子ども	40	9.6
虚言や作話が頻繁な子ども	60	14.4
誰とも話そうとしない子ども	50	12.0
無断外出が頻繁な子ども	75	18.0
学力が著しく低い子ども	19	4.5
パニックや夜驚がある子ども	51	12.3
多動傾向が強い子ども	147	35.2
いじめられやすい子ども	26	6.3
自傷傾向が強い/希死念慮が強い子ども	77	18.4
その他	38	9.1
無回答	23	4.6

(表 90) 問 5-1「その他」

カテゴリー	件数
情緒が著しく不安定な子ども	8
指示や指導がきけない子ども	6
被虐待児	3
年齢や保護理由が異なる子ども集団	3
思春期の子ども	2
子どもとゆっくり関わる時間がないこと	2
他の保護児童の影響で問題が表○出する子ども	1
乳児	1
児童福祉司との関係が悪い子ども	1
基本的生活習慣が身につけていない子ども	1
自己肯定感をもてない子ども	1
能力的に境界域の子ども	1
一時保護所入所に納得していない子ども	1
子どもとの人間関係/職員との人間関係	1
行政や社会が子どもの人権を尊重しないこと	1
主たる理由をあげるのは困難	1

(表 91) 子ども同士で起こる子どもの権利侵害の発生

	実数	%
いつもある	27	5.8
時々ある	180	38.7
あまりない	202	43.4
まったくない	12	2.6
無回答	44	9.5
合 計	465	100.0

(表 92) 権利侵害の内容の具体的記述

	実数	%
記入あり	195	94.2
記入なし	12	5.8
小 計	207	100.0
非該当	258	
合 計	465	

(表 93) 権利侵害の内容

カテゴリー	件数
子ども同士のいじめ、暴力等	159
虞犯・触法児から養護児、不登校児へのいじめ等	(54)
年長児から年少児へのいじめ等	(37)
障害児へのいじめ等	(9)
その他	(73)
集団生活による弊害	13
集団生活による子どものプライバシーの侵害	(8)
集団生活による保護の限界	(5)
子どもの学習権の侵害(学校に行けない為)	6
性的逸脱行動	6
一人ひとりとゆっくり関わる時間がない	5
子どもの「外出する権利」の侵害	3
子ども同士でのプライバシーの侵害(住所、保護理由等)	2
モノが足りない(テレビ、おもちゃ等)	2
職員から子どもへの暴力	1
所持品の制限	1

(表 94) 子どもの保護者への対応で困難を感じるか

	実数	%
いつもある	31	6.7
時々ある	201	43.2
あまりない	187	40.2
まったくない	24	5.2
無回答	22	4.7
合 計	465	100.0

(表 95) 保護者への対応で感じる困難の内容

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	実数	%	実数	%	実数	%
強引な引き取り要求	64	27.6	24	10.3	24	10.3
強引な面会・通信要求	25	10.8	52	22.4	27	11.6
夜間の来所・電話	39	16.8	44	19.0	36	15.5
頻繁な来所・電話	17	7.3	30	12.9	32	13.8
傷害・脅迫的行為	18	7.8	27	11.6	13	5.6
器物破損	3	1.3	0	0.0	5	2.2
拒否的な態度	40	17.2	31	13.4	30	12.9
その他	21	9.1	4	1.7	3	1.3
無回答	5	2.2	20	8.6	62	26.7
合 計	232	100.0	232	100.0	232	100.0

(表 96) 問 7-1「その他」

カテゴリー	件数
精神的に不安定な保護者	5
威圧、脅迫、強引な電話	5
虐待の自覚がない保護者	3
理不尽な不満、批判を訴える保護者	3
子どもと関係の悪い保護者	3
外国人で言葉が通じない保護者	1
土日の電話対応	1
身勝手/虚言のある保護者	1
疾病に対する無理な要求をする保護者	1
「指導」が困難な保護者	1
子どもに対して甘すぎる保護者	1

(表 97) 28 条ケースへの対応で困難を感じるか

	実数	%
あ る	100	21.5
な い	261	56.1
無回答	104	22.4
合 計	465	100.0

(表 98) 28 条ケースへの対応で感じる困難の内容

	実数	%
記入あり	96	96.0
記入なし	4	4.0
合 計	100	100.0

(表 99) 28 条ケースへの対応で感じる困難の内容

カテゴリー	件数
保護者への対応	50
強制引き取りへの対応	(15)
電話・来所による脅迫・嫌がらせ	(12)
土日や夜間の対応	(8)
その他	(15)
保護期間の長期化	36
長期化による問題の深刻化	(10)
保護期間の長期化＝保護者対応の長期化	(5)
子どもが学校に行けない期間が長くなる	(3)
その他	(20)
子どもの外出を制限するので子どものストレスがたまる	6
申立に必要な記録が多い為、負担	3
処遇困難な子どもが多い	2
子ども自身が不納得な場合	1
親が精神疾患等を抱えているとき	1

(表 100) 職務上の悩み等に対する専門的助言を受けることができるか

	実数	%
はい	344	74.0
いいえ	96	20.6
無回答	25	5.4
合 計	465	100.0

(表 101) 専門的助言の提供者 (MA) (n=344)

	実数	%
一時保護所(課)長	207	60.2
児童福祉司	89	25.9
主任児童指導員	29	8.4
主任保育士	20	5.8
同僚の児童指導員	145	42.2
同僚の保育士	153	44.5
弁護士	3	0.9
精神科医	22	6.4
心理判定員	123	35.8
その他	26	7.6

(表 102) 問 9-1「その他」

カテゴリー	件数
係 長	4
課長(相談判定、相談、業務)	3
心理療法士	3
調理職員	3
生徒指導の学校教員	2
看護師	2
次 長	2
主 査	2
上 司	1
大学教員	1
ケースに応じて	1
保護所内全職員	1
児童相談所長	1

(表 103) 労働条件について不満を感じることもあるか

	実数	%
いつもある	93	20.0
時々ある	233	50.1
あまりない	105	22.6
まったくない	21	4.5
無回答	13	2.8
合 計	465	100.0

(表 104) 労働条件で不満を感じる内容

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	実数	%	実数	%	実数	%
労働時間(含残業)が長い	60	18.4	32	9.8	30	9.2
業務の困難度の割に 手当が少ない	34	10.4	41	12.6	38	11.7
休日が少ない	8	2.5	6	1.8	8	2.5
長期休暇がとれない	36	11.0	55	16.9	45	13.8
休日でも職場から 電話が入る	14	4.3	9	2.8	9	2.8
職員が足りない	95	29.1	59	18.1	30	9.2
定員を超えて 子どもを保護する	24	7.4	34	10.4	23	7.1
建物設備が不衛生	25	7.7	35	10.7	36	11.0
その他	26	8.0	20	6.1	19	5.8
無回答	4	1.2	35	10.7	88	27.0
合 計	326	100.0	326	100.0	326	100.0

(表 105) 問 10-1「その他」

カテゴリー	件数
建物構造や設備への不満	13
休憩がとれない	7
宿直・夜勤体制への不満	7
一時保護業務と他業務との兼務	4
土日に休めない	3
処遇困難な子どもが多い	3
予算全般に対する不満	2
研修やスーパービジョンがない	2
賃金算入外勤務が多い	2
夜間や休日の電話対応が多い	2
嘱託/非常勤の賃金が低い	2
事務をする時間/記録時間をとれない	2
シフトが不規則	2
当日の休みがとれない	1
有給休暇を消化できない	1
一時保護の必要性がなさそうなケースがくる	1
一時保護業務の困難さを理解してもらえない	1
病児、感染者が多く出たとき	1
緊急ケースが多い	1
日によって職員数にムラがある	1

(表 106) 業務を進める中で不満を感じることがあるか

	実数	%
いつもある	74	15.9
時々ある	230	49.5
あまりない	128	27.5
まったくない	15	3.2
無回答	18	3.9
合 計	465	100.0

(表 107) 業務を進める中で感じる不満の内容

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	実数	%	実数	%	実数	%
保護所職員間での業務 連絡がうまくいかない	40	13.2	21	6.9	16	5.3
保護所の中に会議等 で決まったことを実 行しない者がいる	10	3.3	10	3.3	3	1.0
保護所職員間で処遇 方針が頻繁に食い 違う	19	6.3	8	2.6	12	3.9
児童福祉司や心理判 定員と、保護所職 員との間で業務連 絡がうまくいかない	104	34.2	55	18.1	22	7.2
児童福祉司や心理判 定員と、保護所職 員とで処遇方針が 頻繁に食い違う	18	5.9	37	12.2	15	4.9
児童福祉司や心理判 定員の中に会議等 で決まったことを実 行しない者がいる	9	3.0	16	5.3	15	4.9
保護期間が短いため処 遇方針を決定するた めの時間が足りない	1	0.3	12	3.9	5	1.6
処遇方針を決定する ための会議の時間 や回数が少ない	25	8.2	44	14.5	26	8.6
手書きのため記録が 大変	12	3.9	17	5.6	22	7.2
物品調達などの事務 が煩雑	8	2.6	15	4.9	20	6.6
その他	52	17.1	24	7.9	18	5.9
無回答	6	2.0	45	14.8	130	42.8
合 計	304	100.0	304	100.0	304	100.0

(表 108) 問 11-1「その他」

カテゴリー	件数
子どもの保護期間が長いため生じる弊害	38
一時保護所内の職員の質的格差が大きい	8
他機関(児相含む)との情報共有が困難	6
予算が少なく、物品不足	5
保護理由がよくわからないケースがある	4
直接処遇以外の業務(事務/記録)の時間がない	3
直接処遇以外に時間をとられすぎる	2
多様なケースを1カ所で保護することの限界	2
児童福祉司が非協力的	2
職員が少なく常に業務に追われる	2
保護課に対する理解が乏しく評価が低い	2
調理員の配置がない	2
乳児の保護が多い	2
保護する人数が多すぎる	2
研修がない	1
異動が多いのにマニュアルがない	1
保護所内で処遇のあり方について議論する時間がない	1
所長の質的問題	1
職場の人間関係が悪い	1
子どもの意志や希望が処遇方針に反映されない	1
子どもへの指導がうまくいかない	1
休憩/休日がとれない	1

(表 109) 一時保護所での子どもの生活をよりよくするために必要だと思われること

	実数	%
記述あり	252	54.2
記述なし	213	45.8
合 計	465	100.0

(表 110) 一時保護所での子どもの生活をよりよくするために必要だと思われることの内容

カテゴリー	件数
設備	143
混合処遇を解消する設備	(39)
居室	(22)
運動場・プレールーム	(12)
静養室	(2)
設備(具体的記述なし)	(66)
その他	(2)
人事	113
増員	(54)
専門性強化	(19)
職種充実	(11)
夜間・休日の人員配置	(7)
専門職配置	(6)
職員へのバックアップ	(3)
性別を配慮した人事	(3)
人事に工夫・改善(具体的記述なし)	(10)
処遇のあり方	106
援助者の個人的努力など	(37)
職員間関係をよくすること	(19)
長期保護の改善	(12)
親への援助充実	(9)
児童福祉司の質	(8)
児童福祉司との連携	(8)
処遇目標を明確にすること	(3)
非行ケースへの対応の充実	(2)
その他	(8)
日常生活の改善	36
学習権保障(教員等の配置を含む)	(26)
外出機会の保障	(4)
食事の工夫	(2)
その他	(4)
実施体制	29
施設満床の改善	(8)
最低基準改正	(6)
児相の強化	(4)
児相ごとに保護所の設置	(3)
保護所を出たあとの体制	(2)
虐待専門の施設	(2)
実施体制見直し(具体的記述なし)	(4)
その他	(6)
環境作り(具体的記述なし)	11

その他	3
特になし	3
合 計	450

クロス集計結果

(一部を除いて、「一時保護所の実態に関する調査」については規模別(問 5-1)で、「一時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する実態調査」では入所児童現員別(問 4-1)で集計し(無回答、非該当は欠損値扱いとした)、有意差のあったものの一部を掲載した)

(表 111) 定員規模×夜間・休日中に入る外部からの緊急連絡について、貴保護所内で受け付ける体制をとっているか

定員規模		夜間受付体制		合計
		受け付けている	受け付けていない	
20 人未満	実数	36	10	46
	%	78.3	21.7	100.0
20 人以上	実数	44	1	45
	%	97.8	2.2	100.0
合計	実数	80	11	91
	%	87.9	12.1	100.0

P<0.05

(表 112) 定員規模×入浴時間制限

定員規模		入浴時間制限		合計
		あり	なし	
20 人未満	実数	20	25	45
	%	44.4	55.6	100.0
20 人以上	実数	34	11	45
	%	75.6	24.4	100.0
合計	実数	54	36	90
	%	60.0	40.0	100.0

P<0.05

(表 113) 現員規模×一時保護所の子どもと関わる中で困難を感じるか

現員規模		子どもと関わる中で困難を感じるか			合計
		いつもある	時々ある	あまりない	
10 人以下	実数	42	88	7	137
	%	30.7	64.2	5.1	100.0
11 人以上	実数	56	62	8	126
	%	44.4	49.2	6.3	100.0
合計	実数	98	150	15	263
	%	37.3	57.0	5.7	100.0

P<0.05

(表 114) 現員規模×子ども同士で起こる子どもの権利侵害の発生

現員規模		子どもの権利侵害の発生				合計
		いつも ある	時々 ある	あまり ない	まったく ない	
10人 以下	実数 %	6 4.7	55 43.0	65 43.0	2 1.6	128 100.0
11人 以上	実数 %	13 11.2	64 55.2	38 32.8	1 0.9	116 100.0
合計	実数 %	19 7.8	119 48.8	103 42.2	3 1.2	244 100.0

P<0.05

(表 115) 現員規模×28条ケースへの対応で困難を感じるか

現員規模		28条ケースで困難を感じるか		合計
		ある	ない	
10人 以下	実数 %	24 20.7	92 79.3	116 100.0
11人 以上	実数 %	38 39.6	58 60.4	96 100.0
合計	実数 %	62 29.2	150 70.8	212 100.0

P<0.01

(表 116) 現員規模×専門的助言の提供者(同僚の保育士)

現員規模		同僚の保育士から専門的助言の提供		合計
		あり	ない	
10人 以下	実数 %	32 29.6	76 70.4	108 100.0
11人 以上	実数 %	59 66.3	30 33.7	89 100.0
合計	実数 %	91 46.2	106 53.8	197 100.0

P<0.01

(表 117) 現員規模×労働条件について不満を感じるかどうか

現員規模		労働条件について不満を感じるか				合計
		いつも ある	時々 ある	あまり ない	まったく ない	
10人 以下	実数 %	23 16.7	77 55.8	34 24.6	4 2.9	138 100.0
11人 以上	実数 %	37 29.6	66 52.8	21 16.8	1 0.8	125 100.0
合計	実数 %	60 22.8	143 54.4	55 20.9	5 1.9	263 100.0

P<0.05

(表 118) 現員規模×業務を進める中で不満を感じるかどうか

現員規模		業務を進める中で不満を感じるか				合計
		いつも ある	時々 ある	あまり ない	まったく ない	
10人 以下	実数 %	16 11.8	71 52.2	46 33.8	3 2.2	136 100.0
11人 以上	実数 %	35 28.0	72 57.6	17 13.6	1 0.8	125 100.0
合計	実数 %	51 19.5	143 54.8	63 24.1	4 1.5	261 100.0

P<0.01

(表 119) 一時保護が長期化した理由

月数	理由
2	保護者の家庭引取拒否のため調整に時間がかかったため。
5	13年度から14年度にかけて、機構改革に伴う大幅な職員体制の変更があり、引き継ぎ等うまく機能しなかったことと、本児に適切な施設と保護者や児童の希望する施設とにギャップがあり。
3	服役中の養父との交渉に時間を要した（養父による性的虐待ケース）。
4	保護した児童の虐待について裁判となり、事実確認及び処遇方針を得るまで時間を要したため。
3	保護者、面会拒否等、同意が得られなかったため。
3	電話接触はおろか、文書を出しても、直接、職員が会いに行っても埒があかず、内容証明（文書も弁護士によって推敲されたもの）を再三送付して、消極的黙認を得たとして三号へ。
5	処遇方針が決まらなかった。

3	家庭裁判所の審判確定に時間を要したため。
2	就職先が決まるまでに時間を要したため。
4	養父と実母からの虐待で一時保護。養父による実母へのDVもあり、実母は婦人保護所に入所、実母への引取となったが、母親の処遇決定まで時間を要したため。
3	施設に空きがなかったため。
2	家族、学校、本人の間の考えの調整に時間がかかった。
4	法第28条の申立を行ったため。
3	家庭引取のため保護者との調整に時間を要した。
3	処遇方針が決まらなかったのと、児童養護施設の集団生活に適応を図るための期間が必要だったため。
3	法28条申立後、一時保護委託先施設との調整に時間を要した。
5	母親が窃盗で逮捕され、なかなか罪を認めず、母親との接見ができず、施設入所の同意が取れなかったため。
6	母親からの虐待によるもの。母親指導。
7	保護者の同意が取れず、28条の申立をするが、家裁の働きかけで保護者は同意をした。また、児童の状況から知的障害児施設入所が適当ということで、施設の受入ができるまで待機していた。
不明	各施設の満床傾向と受入施設の年齢構成等の状況から、長期間の保護となった。
5	養護施設入所中、不適応を起こしたため、一時保護となり、保護しながら就職先（住込み）を探すこととなったため。
2	米国への強制送還の手配に時間がかかった。5名のきょうだいの身柄を、米国まで付添の上、送還した。
5	147日間。情緒障害系の児童であり、心理的ケアの充実している施設を選んだ（厳選）ため、長期化した。
2	被虐待児、28条申立、施設入所待機が重なったため。
3	受入施設が見つからなかった。
9	被虐待により児童養護施設入所していたが、施設不適応を生じ、再度一時保護となるも、家庭復帰の調整が困難、また年齢的にも他の児童養護施設への再入所も困難であり、さらに児童の精神状態が不安定となり、処遇が定まらずやむなく一時保護が長期化したものである。
11	精神科症状の治療のため。在宅で看護不可能のため。
3	虐待ケースの保護者が、児童の施設入所を希望し入所するが、途中で引取希望となる。28条申立を行い、家裁審判後、施設入所となる。
4	両親、児童ともに施設入所の指導に対して強硬に反対したため、受入先の調整に時間を要した。また、児童は性的虐待により、心に傷を負い、その傷を癒すのにかなりの時間をかける必要があった。

3	喘息やアトピー治療を行い、情緒的安定を図りながら、登校指導をしたため、長期となった。
4	子どもの精神面の回復と母親の疾患の治療。親子再統合。
3	28条申立のため。
2	保護者の施設入所拒否により、入所調整が困難であったため。
4	親が施設入所について同意しない。虐待という親の行為を認めなかった。
6	引きこもり児童で対人不安が強く、居室から出られない状態にあったことや、自己表出言語化ができないこと等が重複して、対人関係改善成長に指導支援を要したことや、明確な意志表示に至らなかったこと。また、父親とは長期にわたり別生活にあって、児童の引取及び他援助方法に消極的態度が重なったため。
3	うつ病傾向を示す母が、本児を引き連れ離婚する。養育不十分により、職権による一時保護。実父側が本児を引き取る意向を示し、相方の調整に時間を要した。
9	親権者引取拒否。本人も帰宅拒否。自立援助ホーム、里親等の利用による自立を目指すも、本人が拒否。次第に保護所内で社会的引きこもり状況を呈する。
5	虐待による受傷。一保し、入院となり、治療に長期間を要したため。
4	保護者の同意が得られず、処遇が決まらず、長期化する。その間、18歳となり、婦人相談所も利用する。
6	一時保護委託含む。法28条申立による審判のため。
3	「子どもが可愛くない」という母親からの訴えで保護した2歳女児のネグレクトケース。里親委託の方針で進めたが、両親の間で意見がわかれ、その調整に時間を要したこと。および、受入里親と本児との関係作りを、保護所を利用しながら時間をかけて丁寧に行ったため。
5 及び 7	5（「保護者の同意がとれなかったため」）については、当初より施設入所の方向があったが、親自身が体験者であり、かなり強く拒否されたため、一時保護所しか受け皿がなかった。7（「その他」）については、一時保護を継続する中で、関係機関と協議し、処遇方針を決定するということであったため。
2	非行、知的障害、虐待等、数種の問題があり、本人、保護者の同意も転々としてなかなか取れなかった。
2	保護者からの性的虐待のケース。保護者の社会性や人格の偏り、および児童自身の精神的な問題を調整するため。
2	28条申立に不慣れなため、ケースワークが遅れた。
3	無断外出を繰り返しながら、児童自立支援施設に入所したケース。少し知能低く、現在、養護学校高等部に通学している。

4	虐待家庭で家庭調整の必要上。
2	保護者の同意が取れず、当所における一時保護（69 日間）。28 条申立と同時に、一時保護委託（128 日）を行ったもの。
3	施設措置について、保護者の同意が得られなかったため。
3	親の虐待で一時保護を行うが、虐待の事実関係の把握と、本人の行動観察・施設入所に伴う保護者との関係調整に時間を要した。
3	被虐待症候群の重度の児童のため、情緒障害児短期治療施設への処遇となったが、本県に情短施設がなく、他県へ依頼することとなったもの。
3	被虐待児童（小 1）。一時保護については、どうにか同意（保護者）を得られたが、その後の接触を拒否。調査、施設入所等の調整に時間を要した。
14	児童の持つ問題が複雑で、知的障害児として知的障害児施設、虞犯として自立支援施設、あるいは年齢的に自立援助施設など、各関係機関及び地域、家庭裁判所などに打診をした。その調整に時間がかかり、保護機関が長期化した。
6	虐待のケースで、家庭引取か、施設入所か、最終結論に達するまでに時間を要した。
4	128 日の一時保護。里親に措置されたが、不適合となり、調整のため一時保護した。しかし、調整不調のため、別の里親委託とした。
5	父親の身体的虐待で保護したケース（4 歳・女）で、保護日数は 156 日。保護者との調整等が長期化の理由。処遇は施設措置で決着した。
3	28 条申立のため。
2	家族間調整のため。
3	母子世帯。2 子に対して虐待（ネグレクト）を母親が行っているため、一時保護。母親は人格障害で、虐待を行っている自覚なし。施設措置に同意しないため、28 条申立を行うとともに、母親にカウンセリングを行う。
5	父親の同意（一時保護・施設入所）が得られず、児相への来所等にも応じない状態が続いた。法 28 条の申立の実施・入所施設の調整のため。

一時保護所の実態に関する調査

本調査は、一時保護所の現状と課題を明らかにし、今後の改善策を具体的に提言するための一資料として活用されるものです。公称ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。本調査への回答は、すべての一時保護所の責任者にお願しております。

なお、調査の分析にあたっては、コンピュータを使用し、すべて統計的に処理されますので、回答者個人、保護所名等が特定されたり、個人データが外部に漏れたりすることはありません。調査結果につきましても、プライバシーに十分配慮し、個人名、保護所名等は一切公表いたしません。また、調査結果につきましては、平成 15 年度に児童相談所に郵送させていただきますと同時に、日本子ども家庭総合研究所配属に所属いたします。

調査についてご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

〒106-8580 東京都港区 南麻布 5-6-8

日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 調査 品史

TEL 03 (3473) 8341 FAX 03 (3473) 8408

E-Mail shibuya@aiiku.or.jp

◆ご記入にあたっての注意事項◆

1. 本調査への回答は、すべての一時保護所の責任者にお願しております。
2. 回答は、それぞれの設問の指示に従い、該当する選択肢の番号に○をお付けください。数字を記入する欄には、該当する数字をご記入ください。
3. 「その他」の自由記述の部分は、お手数ですが、できるだけ具体的に記入してください。
4. おにいたところ恐縮ですが、ご記入済みの調査票は、平成 14 年 11 月 15 日（金）までに、返信用の封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

1. 貴保護所の勤務体制について、おうかがいします。

問1. 貴保護所に勤務する職員数及び職制について、以下の表にご記入ください。（平成 14 年 10 月 1 日現在）。

	児童指導員	保育士	石動師	心理師	調理師	書記	心療職	その他	合 計
常勤職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
うち学生7割 (H)	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人	人

▶ 1-1. 「その他」に該当する場合、その職制についてご回答ください。（ ）

問2. 平日の勤務体制（日中）について、一般的な勤務体制を想定してご回答ください。

（ ）名の直後退勤職員を配置、うち常勤職員は（ ）名。

* 本調査において、「直後退勤職員」とは、「児童指導員・保育士」を指します。

問3. 土・日・祝日の勤務体制（日中）について、一般的な勤務体制を想定してご回答ください。

（ ）名の直後退勤職員を配置、うち常勤職員は（ ）名。

問4. 夜間勤務体制についておうかがいします。

4-1. 夜間勤務体制について、一般的な勤務体制を想定してご回答ください。
（ ）名の直後退勤職員を配置、うち常勤職員は（ ）名。

4-2. 夜間における直後退勤職員の配置に関して、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 必ず男性／女性とも1名以上の職員を配置している
2. 必ず男性職員を配置している
3. 必ず女性職員を配置している
4. できるだけ男性職員を配置するようにしているが、実際には女性だけで勤務するときがある
5. できるだけ女性職員を配置するようにしているが、実際には男性だけで勤務するときがある
6. とくに性別に配慮しないでシフトを組んでいる

4-3. 夜間のシフトを組む際、一時保護所に配置されていない児童相談所職員の応援を得ることがありますか。あてはまるもの一つをお選びください。

1. 児童相談所の応援を得るときがある
2. 児童相談所以外の児童相談所職員の応援を得るときがある
3. 児童相談所と児童相談所以外の児童相談所職員の双方の応援を得るときがある
4. 一時保護所に配置されていない児童相談所職員の応援を得ることはない

4-4. 夜間・休日中に入る外部からの緊急連絡について、貴保護所内で受け付ける体制をとっていますか。以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 受け付けている
2. 受け付けていない

II. 貴保護所で保護している子どもの状況について、おうかがいします。

問5. 貴保護所の定員と実員について、おうかがいします。

5-1. 平成 14 年 10 月 1 日現在の定員数と実員数について、ご回答ください。
定員数（ ）人／実員数（ ）人

5-2. 平成 13 年度の年間通べ保護日数について、ご回答ください。
（ ）日

5-3. 平成 13 年度の年間保護人数について、ご回答ください。
（ ）人

5-4. 平成 13 年度に、職制を用いて保護した人数について、ご回答ください。
（ ）人

5-5. 平成 13 年度に貴保護所で保護した人数のうち、児童福祉法第 28 条中立をした人数について、ご回答ください。
（ ）人

5-6. 平成 13 年度に貴保護所で保護した人数のうち、児童福祉法第 28 条中立を行い、かつ面会の制限をした人数について、ご回答ください。
（ ）人

5-7. 平成13年度に貴保護所で保護した人数のうち、児童福祉法第28条申立を行い、かつ通話の制限をした人数について、ご回答ください。

() 人

5-8. 平成13年度に貴保護所から退所した人数をご回答ください。

() 人

5-9. 平成13年度に貴保護所から退所した人数のうち、退所先ごとの人数をご回答ください。

施設 () 人
型 親 () 人
自 宅 () 人
親 戚 () 人
その他 () 人

問6. 平成13年度において、2ヶ月を超えて保護した人数について、以下の理由別にご回答ください（以下のふたつ以上に該当するケースについては、それぞれの理由別人数に計上してください）。

1. 児童福祉法第28条申立中であったため () 人
2. 処遇方針が決まらなかったため () 人
3. 処遇方針が決まったが、定員超過以外の理由で施設側が入所拒否したため () 人
4. 入所待機のため () 人
5. 保護者の同意がとれなかったため () 人
6. 子どもの同意がとれなかったため () 人
7. その他 () 人

問7. 上記（問6）で回答したもののうち、とくに長かったケースについて、その保護期間及び長期化した理由について具体的に回答ください。

() 月

() 日

理由：

Ⅲ. 貴保護所での具体的な対応状況について、お答えをお願いします。

問8. 貴保護所における生活空間・生活日課に関することとお答えをお願いします。

8-1. 子どもひとりあたりの居室面積についてご回答ください（実際に入所している人数ではなく、定員数をもとに計算してください）。

ひとりあたり () m²

8-2. 居室数についてご回答ください。

男子 () 室 1室の定員 () 名
女子 () 室 1室の定員 () 名
うち個室利用可能数 () 室
男子用個室 () 室
女子用個室 () 室
そのほか男女問わず利用できる個室 () 室

8-3. 平均的な食事開始時間について、ご回答ください。

朝食：() 時 () 分
昼食：() 時 () 分
夕食：() 時 () 分

8-4. 入浴日について、以下の空欄に数字を記入してください（シャワー浴も含む）。

入浴日は、週 () 日

8-5. 入浴時間について、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください（シャワー浴も含む）。

入浴時間の頻度は 1. ある 2. ない

問9. 子どもたちへのサービス内容に關わる以下の質問に、貴保護所での現状に基づき、ご回答ください。

9-1. 食事のメニュー作成の際に、子どもの希望を取り入れていますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. いる 2. いない

9-2. アレルギー除去食を実施していますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. している 2. していない

9-3. 製型や服食を奨励する所内ルールがありますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

9-4. 在籍校への通学を認めたことがありますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

9-5. 貴保護所のある地区への通学を認めたことがありますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

9-6. 一時保護所内での学習指導の方法について、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 学校から配布されるプリント・問題集を利用している
2. 一時保護所で提供するプリント・問題集を利用している
3. とくにプリントや問題集は使用していない
4. とくに一貫した方法は採用していない

9-7. 子どものアルバイト希望を認めたことがありますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

9-8. 一時保護所入所にあたって、健康診断を実施していますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 入所前に必ず実施している
2. できるだけ入所前に実施するようにしている
3. 入所後に実施している
4. 必ずしも実施していない
5. 実施していない

9-9. 子どもの通院への付き添いを行っていますか、以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

→ 9-9-1. 上記説明で「1. ある」と回答された方におうかがいします。平成13年度において実績がある場合、その人数をご記入ください () 人

9-10. 心理的な混乱が大きい子どもに対処する心理療育サービスを実施していますか。以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 実施している 2. 実施していない

▶ 9-10-1. 上記期間で「1. 実施している」と回答された方におうかがいします。以下の選択肢から、あてはまるものすべてをお選びください。

1. 一時尿通所等病の心臓機能を応用している
2. 心動計を介を含めた集自プログラムを指示している
3. 心理判定値との協力関係を深める中で実施している
4. 外部機関と連携している
5. その他（具体的に）

9-11 男女間の交流を禁止する所内ルールがありますか。あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

問10. 実習生の受入について、おかいかいします。

10-1. 平成13年度における実習生の貴課通所における受入人数（延べ）について、お答えください。

10-2 ト記帳期間でり人だった場合、その理由について以下の選択肢から、あてはまるものすべてをお選びください

実習希望者がいかなかったため
過去に実習生が子どもに危害を加えたことがあるため
実習生が入ること、子どもを虐待が不安定になるため
子どもが実習生に危害を加える恐れがあるため
子どもがブライパシー保護を優先しているため
その他（具体的に：)

問11. 貴保護所の運営の現状について、おうかがいします。

11-1. 直接処遇にあたる原簿所収員(常勤・非常勤含む)を対象とした「職員倫理規定」がありますが、以下の選択版から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

▲ 11-1-1 上記設問で「ある」と回答された保衛所は、「職員の倫理規定」が示された文書を添付の上、ご返送願います。

11.2 「一時保護所留置認定」がありますか。以下の漸次態から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

11-2-1. 上記設問で「ある」と回答された原簿所は、「一時保護所運営規定」が示された文書を添付の上、ご返送願います。

11-3. 平成13年度におけるボランティアの實際活動所における受入人数(延べ)について、お答えください。

問12: 極利権獲得の仕組みについて、おうかがいします。

12-1. 「子どもの権利ノート」の保護所版がありますか。以下の選択肢から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

12-1-1. 上記設問で「ある」と回答された保證所は、「子どもの権利ノート」にあたる冊子等を添付の上、ご返送願います。

12-2. 千どもからの岩倉を解決するための第三者機関（協議所か併設されている児童相談所を除く）がありますか、以下の資料服から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. ある 2. ない

12-2-1. 上記設問で「ある」と回答された保健所は、どういった機関が該当するのかご記入ください。

12.3 貴陽陽管内子どもからの苦情を解決するための窓口を設けていますか。以下の巡回股から、あてはまるもの一つをお選びください。

1. 設けている 2. 設けていない

▶12-3-1. 上記期間で「1. 設けている」と回答された方におうかがいします。貴探検所の窓口として用意されているものについて、以下の選択肢から、あてはまるものすべてをお選びください。

1. 一時保護所内に養育費を徴している
2. 相当の児童福祉市の窓口となるということを子どもに促している
3. 相当の市・町村に各自の窓口となるということを子どもに促している
4. 児童相談所に若狭の窓口担当者が決まっている
5. 一時保護所の職員の中から窓口となる者を決めている
6. その他（具体的に：　　）

12.4. 劣解解決のための窓口を設置している／いないにかかわらず、子どもたちから寄せられることが多い際遇所に関する不満について、とくに多いもの3つをご回答ください。

IV. 一時保護所の運営の現状について、ご自由に回答ください。

--

ご協力まことにありがとうございます

——時保護所の児童指導員・保育士の意識に関する実態調査——

この調査は、一時託児所で働く直接処遇職員（児童指導員・保育士）の皆様のご意見を伺い、今後の改善策を提言するための資料として添削されるものです。

ご多忙の折、まことに恐縮ですが、本調査研究の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。本調査への回答は、一時的無回答に別府するすべての児・若者の意見をおよび保護者の方（非常勤含む）にお願いしております。

なお、調査の解析は、コンピュータを利用して、すべて統計的に処理されますので、回答者個人、住所名等が特定されたり、個人データが外部に漏れたりはすることはありません。また、調査結果につきましては、平成 15 年度に児童相談所に郵送させていただきます。日本子ども発達総合研究所研究員によって公表させていただきます。

調査についてご不明な点がございましたら、下記ご連絡先までお問い合わせ下さいませます。

＜お問い合わせ＞

〒106-8590 東京都港区南麻布 5-6-8

日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 誠谷 昌史

TEL 03 (3473) 8341 FAX 03 (3473) 8108

E-mail shihuyang@jku.edu.cn

◆ご記入にあたっての注意事項◆

1. 回答は、一時保護所に収容するすべての児童虐待および保育上の方（非常勤等含む）におおねしております。
2. 回答は、それぞれその機関の担当に問い、該当する連絡先の番号に〇をお付けください。数字を記入する欄には、該当する数字をご記入下さい。
3. 「その他」等の科目は記述の形では、お手数ですが、できるだけ具体的に記入下さい。
4. お願いしたいご要望等について、ご記入済みの関係者は、**平成14年11月16日（金）**までに、**返信用の封筒にてご返送**いただきますようお願い申し上げます。

あなたの勤務状況についてお聞きます。

- 問 1. あなたの国別労働時間は、二週間あたりおよそ 時間ですか。
おおよそ () 時間
- 問 2. 昨年度 1 年間で、福祉に関する所内または所外研修に参加した回数はご記入下さい。参加していない場合は 0 を、昨年度一時保護所以外で実施していた場合には 99 をご記入下さい。また、参加された場合は、研修テーマ名もあわせてご記入下さい。
- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1-1. 所外研修 () 回 | () () |
| 1-1. 研修テーマ () | () () |
| 2. 所外研修 () 回 | () () |
| 2-2.1. 研修テーマ () | () () |
| 2-2.1. 研修テーマ () | () () |
- 問 3. あなたが昨年度、研修に参加した際、参加費用はどのような扱いでしたか。(あてはまるものすべてに○)
- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 1. 公費で海外旅行に参加 () 回 | 2. 私費で海外旅行以外に参加 () 回 |
| 3. 私費で研修生生活費免除により参加 () 回 | 4. 参加していないノ一階保護所には参加していなかった |
- 問 4. 問 3 で 1 ～ 3 に答えた方にお聞きします。研修には満足していますか。(1 つに○)
1. 受訓者数だけの点でも、研修内容の点でも満足している
 2. 研修内容には満足できるが、受訓期間中に物足りなさを感じる
 3. 受訓期間中には満足しているが、研修内容に物足りなさを感じる
 4. 受訓期間後も研修内容にも物足りなさを感じる

- 問4. あなたの一時保護所では担当制をとっていますか。(1つに○)

1. 全児童について担当職員を決めている 2. 必要な児童について担当職員を決めている
3. 担当職員は皆に決めている

▶ 問4で「1. 多児室について担当職員を決めている」「2. 必要な児童について担当職員を決めている」と答えた方にお聞きします。現在のあなたの担当児童は何人ですか。(括弧内には数字を記入し、1～3については1つに○)
回答日現在の一時保護児童数 () 人のうち、
1. 個人で () 人担当 2. 複数職員で () 人担当 3. 白粉は担当職員がない

あなたが職務に関して日頃お感じになっていることについてお聞きします。

問5. あなたが一時保護所の子どもに困る中で、困溺を感じることはありますか。(1つに○)
1. いつもある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

▶ 問5で「1. いつもある」「2. 時々ある」と答えた方にお聞きします。それはどのような子どもに困るときに感じられることが多いですか、以下の選択肢から主たる理由を2つ選び、番号を記入して下さい。
() () ()

1. 暴力や脅し、服従の態度が顕著な子どもに困るとき 2. 情欲に不適切な活動が顕著な子どもに困るとき
3. 罵詈雑言や作話が頻発する子どもに困るとき 4. 誰とも話そうとしない子どもに困るとき
5. 無断外出が頻発する子どもに困るとき 6. 学力が著しく低い子どもに困るとき
7. バニシングや夜逃げがある子どもに困るとき 8. 多動傾向が強い子どもに困るとき
9. いじめられやすい子どもに困るとき 10. 自傷傾向や希死念慮が強かったりするため
11. その他 ()

問6. 子ども同士の間で争いの中で、子どもの権利が犯されるような事態が発生することがありますか。(1つに○)
1. いつもある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

▶ 問6で「1. いつもある」「2. 時々ある」と答えた方にお聞きします。それはどのようなものでか。
具体的に:

問7. あなたが一時保護所子ども達の保護者に対応する中で、困溺を感じることはありますか。(1つに○)
1. いつもある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

▶ 問7で「1. いつもある」「2. 時々ある」と答えた方にお聞きします。それはどのようなことで多く感じますか、以下の選択肢から、最も強く困溺を感じるものから順に3つ選び、番号を記入して下さい。

第1位 () 第2位 () 第3位 ()

1. 強引な引き取り要求 2. 強引な面会・通い要求 3. 夜間に来所・電話 4. 頻繁な来所・電話
5. 他者への好意的行為 6. 器物破壊 7. 拒否的な態度
8. その他 ()

問8. 児童福祉法第28条中「ケース」以外の場合と比べて、中立的ケースに対して対応する中で、中立的ケース以外の場合と比べて、特に困難を感じることはありませんか。(1つに○)

1. あり 2. ない

▶ 問8で「1. あり」と答えた方にお聞きします。それはどのようなものですか。

具体例に:

問9. あなたの一時保護所では、職務上困ったり困った時に、専門助言を受けることができますか。(1つに○)

1. はい 2. いいえ

▶ 問9で「1. はい」と答えた方にお聞きします。専門助言を提供するのは誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所 (都) 長 2. 児童福祉司 3. 主任児童委員 4. 主任保育士 5. 同僚の児童福祉職員
6. 同僚の保育士 7. 弁護士 8. 精神科医 9. 心理科医
10. その他 ()

問10. 一時保護所の労働条件について、強い不満を感じることはありませんか。(1つに○)

1. いつもある 2. 時々ある 3. あまりない 4. ない

▶ 問10で「1. いつもある」「2. 時々ある」と答えた方にお聞きします。以下の逆択語から、最も強く不満を感じるものから順に3つ並び、番号を記入して下さい。

第1位 () 第2位 () 第3位 ()

1. 労働時間 (残業含む) が長い 2. 業務の困難度の割に手当が少ない 3. 休日が少ない 4. 長物設備がとれない
5. 休日にも職場から電話が入る 6. 職口が足りない 7. 定員を超えて子どもを保護する 8. 建物設備が不衛生
9. その他 ()

問11. 一時保護所の業務を進める中で、強い不満を感じることはありませんか。(1つに○)

1. いつもある 2. 時々ある 3. あまりない 4. ない

▶ 問11で「1. いつもある」「2. 時々ある」と答えた方にお聞きします。以下の逆択語から、最も強く不満を感じるものから順に3つお答え下さい。

第1位 () 第2位 () 第3位 ()

1. 一時保護所職員 (上司を含む) での業務連絡がうまくいっていない
2. 一時保護所職員 (上司を含む) の中に、会議等で決まったことを実行しようとしていない者がいる
3. 一時保護所職員間で処遇方針が頻りに食い違う
4. 児童福祉司や心理科医と、一時保護所職員 (上司を含む) との間で業務連絡がうまくいっていない
5. 児童福祉司や心理科医と、一時保護所職員とで処遇方針が頻りに食い違う
6. 児童福祉司や心理科医の中に、会議等で決まったことを実行しようとしていない者がいる
7. 保護期間が短い処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない
8. 処遇方針を決定するための会議の時間や回数が少ない
9. 手書きのため記録が大量
10. 物品管理などの事務が煩雑
11. その他 ()

最後に、あなた自身のことについてお聞きします。

問12. あなたの職務についてお答え下さい。(1つに○)

1. 児童指導員 2. 保育士

問13. あなたの性別をお答え下さい。(1つに○)

1. 男性 2. 女性

問14. あなたの年齢をお答え下さい。(1つに○)

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代

問15. あなたの勤務形態をお答え下さい。(1つに○)

1. 常勤 2. 非常勤 (シフトは常勤と同じ) 3. 非常勤 (日勤のみ) 4. 非常勤 (夜勤のみ)
5. その他 ()

問16. 現在あなたが勤務する一時保護所での勤務年数をお答え下さい。

() 年 () カ月

問17. あなたの福祉領域での勤務年数をお答え下さい。

() 年 () カ月

問18. あなたの採用形態をご記入下さい。(1つに○)

1. 専門職 (福祉職) 採用 2. 専門職 (保育職) 採用 3. 専門職 (心理職) 採用
4. 専門職 (児童自立支援員) 採用 5. 行政職採用 6. 教職採用
7. その他 ()

問19. あなたの最終学歴をお答え下さい。(1つに○)

1. 高卒 2. 専門学校卒 3. 短大卒 4. 四年制大学卒 5. 大学院卒 6. 養成施設卒
7. その他 ()

▶ 問19-1. 問19で「4. 四年制大学卒」でない「5. 大学院卒」と答えた方にお聞きします。専攻についてお答え下さい。(1つに○)

1. 福祉系 2. 心理系 3. 教育系 4. 社会系 5. その他 ()

問20. あなたの所有資格をお答え下さい。(あてはまるものすべてに○)

1. 保育士 2. 社会福祉士 3. 社会福祉士 4. 教員免許

問21. あなたは、一時保護所に勤務する以前、どこに勤務していましたか。(1つに○)

1. 児童福祉司 2. 福祉事務所 3. 高齢者福祉施設 4. 初級障害者施設 5. 身体障害者福祉施設
6. 児童福祉施設 7. その他の福祉施設 8. 福祉以外の職場 9. 学生 (新卒)

▶ 問21-1. 問21で「6. 児童福祉施設」と答えた方にお聞きします。個別についてお答え下さい。(1つに○)

1. 保育所 2. 乳児院・児童養護施設 3. その他 ()

問22. 現在勤めている一時保護所の所在地をお答え下さい。政令指定都市の場合は市名もご記入下さい。

() 都 道 府 県 (政令指定都市) () 市

問23. 最後に、一時保護所での子どもの生活をよりよくするために必要だとと思われることについて、ご自由に回答ください。

ご協力まことにありがとうございました。